

令和4年第2回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年6月7日

本日の会議 令和4年6月8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 青田浩二君	議事課 課長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主 任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 富永正彦君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	教 育 委 員 会 理 事 田中真君
総 務 課 長 村田ゆかり君	契 約 管 財 課 長 永野英明君
政 策 企 画 課 長 中村元則君	財 政 課 長 荒木秀一君
土 木 管 理 課 長 山崎禎三君	都 市 計 画 課 長 前田将範君
産 業 振 興 課 長 荒木隆君	福 祉 課 長 川内佳代子君
こ ども 政 策 課 長 宮司裕子君	住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君
健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君	介 護 保 険 課 長 村田佳美君
上 下 水 道 課 長 渡部守史君	生 涯 学 習 課 長 北野靖之君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時26分



○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、竹中悟議員の①窓口の一本化について、②町長の専権事項について、③公共施設景観についての質問を同時に許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。質問に入ります前に、コロナ禍がまだたくさん感染が報告をされております。今オミクロンでかなり菌が弱いということで皆さん油断をされていると思いますが、この油断が大変なことになると思いますので、私たちも心がけてコロナに注意しながら進めさせていただきたいと思います。今日は身近な問題を3点質問させていただきます。窓口の一本化について質問いたします。死亡時に伴う行政の各種手続きは、遺族にとって心労と悲しみの中大変な負担になっています。今までに多くの住民から手続きの簡素化が要望されていました。この懸案につきましては、3月議会終了後、町長に直接提案、陳情しておりました。その後、担当から素早い検討をしているということをお聞きいたしました。まずもって敬意と感謝を申し上げたいと思います。その後の検討、経過について質問いたします。1番目、利便性のある部署の配置について。（イ）遺族のための手続きの簡素化が必要と思いますが、質問いたします。（ロ）移転、移住につきましても同じような質問でございます。

大きな2番目ですが、町長の専権事項についてお尋ねをいたします。1つ目、職員採用についての判断基準はどういうふうになっていますか。2つ目、職員の適切な部署配置についてお尋ねをいたします。3つ目、専門職（建築技師、建築職）の必要性についてお尋ねをいたします。4つ目、職員の配置に議会への配慮があるのかどうか、お尋ねをいたします。

大きな3番目、公共施設景観についてお尋ねをいたします。1つ目、公共施設に対する景観の基本的な考え方をお尋ねいたします。2つ目は1つ拾いまして、長与川から住民の飲料水が取水をされています。取水口の景観に配慮がなされているのかどうかお尋ねいたします。以上3点質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは本議会最初の御質問者であります竹中議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目でございます。遺族のための手続きの簡素化は必要と思うがどうかというお尋ねでございます。身近な方が亡くなったあとの

手続きにつきましては、亡くなった方によって必要な手続きが異なりまして、場合によっては複雑なものもあるため、遺族に大きな負担となる場合もあると思っております。そのため窓口移動の負担軽減や手続きにおきまして、簡素化や集約化するなど、少しでもより良いサービスの提供が必要ではないかと私も考えております。現在、住民福祉部と健康保険部を中心に検討を進めていただいているところでございます。続きまして、(ロ)の移転、移住についての簡素化ということでお尋ねでございます。転入、転居などの手続きにつきましては、移住される方へのフォローも含めまして、併せて「分かりやすい、やさしい、利便性がある窓口」となるよう手続きの簡素化及び負担の軽減につきましても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の御質問でございます。まず1点目、職員採用についての判断基準はどうなっているのかというお尋ねでございます。職員採用につきましては、募集の際に本町が求める人材像として、まず、町民視点で考える。そして地域課題を感じ取り積極的に行動できる職員を掲げておりまして、採用の判断基準としていただいております。採用方法につきましては、まず一次試験におきまして教養試験と事務能力検査を行いまして、仕事に必要な能力と適性について試験を行ったのち、二次試験、三次試験におきまして面接試験を行い、積極性や協調性、責任感や誠実さ、説明力などを総合的に審査いたしまして、合格者を決定しているところでございます。2点目の職員の適切な部署配置についてのお尋ねでございます。職員の部署配置につきましては、採用時の経歴等を基に適材適所の人事でスタートいたしまして、幅広い視野を持つ人材の育成と組織の活性化を図るための定期的な人事異動を基本としつつ、新型コロナウイルスワクチン接種や臨時特別給付金の支給など臨時的な業務が生じた場合には、適切なタイミングで新たな係を設置するなど、スムーズな行政運営ができるよう各部署の業務特性に合わせた柔軟でかつ適切な配置に努めているところでございます。また、職員のモチベーションの観点から、部署異動の希望を把握するため、毎年職員意向調書を聴取いたしまして、人事管理の資料としても参考にしておるところでございます。そのほか、育児休業等をはじめとする子育て期を迎える職員への配慮を行い、仕事と家庭を両立できる職場環境の整備に努めるなど、人材育成、業務量、職員の適性、ワークライフバランスの実現など、様々な角度から検討を行った上で部署配置を行っているところでございます。3点目でございます。専門職（建築技師、建築職）の必要性についてのお尋ねでございます。これまで、設計及び施行管理に関する業務につきましては、必要に応じて外部発注を行い、専門的なノウハウを持つ民間企業の力を活用し、事務職、または土木職が職務に当たる中で、建築工事に関する知識や経験を積みながら業務に当たってきたところでございます。近年、長寿命化計画に基づく大規模改修や、建て替え等の業務が増えつつあることから、専門職の確保につきましては、必要性について各所管と十分に協議をしながら、専門的スキルのある人を途中で採用することも含め対応してまいりたいと考えております。4点目でございます。職員の配置に議会への配慮はあるのかというお尋ねでございます。日常業務の情

報交換の場で、各課の要望なり意見などをそれぞれくみ上げ、スムーズな行政運営ができるよう職員配置を行っているところでございます。

続きまして、大きな3番目でございます。まず1点目、公共施設に対する景観の考え方ということでございます。役場庁舎、学校施設、道路、公園、河川などの公共施設は、地域の景観を形成する主要な要素の一つとなっております。また公共施設は、長期間にわたって存在し、不特定多数の人の目に触れる機会が多いため、周囲の景観に大きな影響を与えるものと考えております。そのため、本町におきましては、長与町第10次総合計画の中で、「良好な景観形成」の枠組みを掲げ、自然環境や周辺景観に配慮した公共施設の整備を推進しているところでございます。具体的な取り組みとしまして、公共建築物につきましては、人に優しいユニバーサルな施設づくりを前提とし、デザインや色彩など周辺環境と調和した建築物となるよう、計画段階から検討を行っております。また、一定規模以上の建築物の新設及び増築につきましては、長崎県美しい景観形成計画に基づく届け出を行う必要があることから、県が定める景観形成基準に適合するよう計画し、整備を推進しております。さらに、景観に配慮する地域につきましては、必要に応じて、地区計画を定めることにより建築物等の形態または意匠などの制限を行っております。公共建築物以外の道路、公園、河川等の整備につきましても、機能性や安全性に加え、周辺景観に配慮した景観色の建築資材を採用するなど、良好な景観の形成に配慮した整備を推進しております。2点目の取水口の景観配慮についての御質問でございます。この取水口につきましては、滞りなく水を浄水場へ取り込むことを目的とし、維持管理における作業の効率性や安全対策、また、異物の流入を防ぐことなどに重点を置き整備されているために、自然環境と調和するような景観的な配慮は二の次とされているのが現状でございます。今後第1浄水場の取水口につきましては、浄水場の更新に合わせ、親和銀行長与支店跡地付近に変更することを計画しておりますが、その際には、長与町第10次総合計画の中で掲げられております、「良好な景観形成」の考えに沿った自然環境や周辺景観に配慮する工夫を盛り込んでいきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。1点目の窓口の一本化、今回は死亡に伴いますことにつきまして少しお話を聞かせていただければと思っています。先程申し上げましたように素早く対応していただいたことにつきましては、非常に感謝をいたしております。この手続きにつきまして、いろんな住民の環境はあると思うんですけど、どのような手続きがあるのか、それを詳しく教えていただければと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

個人が亡くなったときのサービスにつきまして、議員おっしゃられますとおり、年齢とか家庭の家族の構成、公共サービスの状況によって異なりますが、主なものとして、やはり年金ですね。そして国民健康保険、介護保険、ほかにも原爆とか障害者手帳、こういった手帳をお持ちの方はその手続きで、福祉関係以外でも税に関することや水道関係、こういった手続きが考えられます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そうすると大体書類とすれば、どれぐらいの数になるのか、みんなですね、一番多い分でどれぐらいになるのか。また担当課が幾つぐらいにわたっていくのか。これは、実際に御遺族が来られて、担当の方はずっとぐるぐるたらい回しと言いますか、俗に言う。それをされて、担当自体は非常に親切に受け答えしていただけるということだったんですけど、回る回数と、それからその書類を書くのが大変らしいんですね。だから、話に聞くと20ぐらいあるとかいう話を聞いていますけれど、その辺を少し詳しくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

先程の点と少し重なる分もありますけど、どうしても家族構成とか、どういったサービスを受けているかというので変わってくるかと思いますが、少ない人でも平均的に5つから10ぐらいの手続き。手続き自体も大小ありますので、短いのであればお返しするだけで済むような手続きもあります。中には、書類をいっぱい書いてもらうようなものもあります。で、多い方だと20を超えるような手続きが必要になると考えております。該当する課は、少ない方は1課ですが、多い方となると7課以上またがるような手続きがあるかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そうしますと、住民の方からの苦情と全く同じようにね、たくさんの所に行かなくちゃいけない。これを一本化するというお考えの中で、今どういう状態で検討されているのか、その辺について今の状況を少しお話しいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

先程言われました一本化というのは、どうしてもこの手続きがそれぞれの法律、条例等に縛られておりますので、全てを一本化するっていうのはちょっと難しいかと考えてお

ります。しかしながら議員からの御提案をいただいたあとに、関係部課、先程言いました住民福祉部、健康保険部、こういったところにおいて改善策を今進めている状況でございます。現在としては、まず御高齢の方に一番負担となっております、先程言いました7課ある課の移動をなるべく少なくしようという考えの下、ワンストップ窓口という形でお悔みコーナーを整備しようと考えております。それとともに、書くのを少なくするような形で、手続きの簡略化、こういったのができないか、関係部課において今協議を行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

ワンストップのお悔みコーナーというのを作るということですけど、今考えられているのは、どちらの方で設置をされるのか。そして、そこでどういう形で係員がおられるのか、そういう形についてはいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

先程申しましたお悔みコーナーにつきましては1階のフロアで開設するよう準備を進めておる状況でございます。加えて先程言いました申請書につきましては、どうしても住所とか氏名とか生年月日、こういったものは何度も書くというのもなかなか厳しいものがございます。そのため共通の項目を毎回記入してもらうことではなくて、最初から申請書に印字できないかというのを先程言いました関係各課で詰めている状況でございます。これによって住民の負担軽減、それと時間短縮にも繋がるものと考えておりますので、今そういった形で進めておる状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私も議員になって36年目になるわけですから、行政の縦割りというのは非常に難しいということはよく存じ上げています。私たちもよく陳情に行きまして国交省に行ったり、厚労省に行ったりと、その部門、部門でそこに行かなくちゃいけない。本来であれば1か所に行って陳情ができると思ったら大きな間違いで、その担当に全部回らなくちゃいけないということで、もう十分よく分かっているんですよ。だから今回、このような形を作っていただき、非常に私は良いことだと思います。別府市が今、先進地になっていますね。それとあと3月の定例会後に佐世保の朝長市長がトップダウンで、お悔みやみコーナーを設置されました。そういうことで、今これについてはどんどん進んでいるようですが、皆さんにとっては大変な仕事だということは、よくよく私も理解をさせていただいております。それと同時に、どういう手続きが要るかとかいうガイドブックみたいな物の作成

とか、そういうのがよその行政体では行われているようですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

先程申しました現在検討していますお悔みコーナーの開設に併せてお悔み手続きリストというものの今準備を進めております。できればコーナーの運用と同時に活用して、お悔み手続きリストを持ってお悔みコーナーに来ていただく、もしくはその以前で確認していただいて、少しでも利便性が図れるように考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

具体的にお悔みコーナーにいる職員、これを配置するというのもなかなか難しいと思うんですね。ここはまだ決まっているのか、決まっていないか分かりませんが、検討されているかもしれませんが、分かっている範囲で。お亡くなりになるのは新聞を見ても月に何十人かということなんですけど、それを対応するためにたくさんの人材を使うというわけにはいきませんので、それについてはどのように考えておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

現在の計画といたしましては、コーナーを作って住民は一つの席に座っていただいて、反対側に座る職員が、関係各課の方が移動していくという形ですね。住民はそのまま、しかし職員は入れ替わるような形での運用を今のところ考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

確認ですけど、ご遺族はそこに居たままで、その担当によって変わっていくという認識で良いわけですね。ありがとうございます。今もうDX化とか、そういうのが進んでおって、デジタル化も全体的にやらずにはいけないということなんですけど、この窓口の一本化というのは、お悔みだけではなく、やっぱり移転とか移住、こういうことにも当然関連してくるわけですね。今特に、ウクライナとかいう問題が大きく、日本に移住される方がおられる可能性も十分出てきていますので、その辺を十分加味しながら検討を進めていきたいとそうように思います。1つ目の質問はそれで終わります。

それから、2つ目の町長の専権事項について、お尋ねをしたいと思います。まず1つ目に、これは4つ含めた中での質問になると思いますが、職員採用に関しましては、一般事務職、専門職、障害を持たれた方、この3種があると聞いています。それぞれの人員及び



各部署の専門員の人数をお分かりだったらお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

土木職の専門職につきましては、現在再任用職員を含めて12名おまして、建設産業部に9名、水道局に2名、企画財政部に1名配置をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今、専門員だけじゃなくて一般事務職も含めた中で、何名、何名、何名ということをお尋ねしたと思いますけど。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

土木職以外の職員につきましては、保育士が現在11名、保健師が13名、栄養士が2名、社会福祉士が3名となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私が初めに聞いたのは、一般事務職は何名、専門職が何名、障害職が何名をまずお尋ねしました。分かりますか。今専門職のことだけをお答えいただいたんですけど、その辺お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

一般職が先程の数を差し引きますと199名でございます。障害者が今、6名か7名かだったと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

分かりました。それでは、専門職のことについて少し掘り下げて質問をさせていただきたいと思います。今後の公共建築事業、図書館とかありますから、円滑に進めるため技術や経験を有する建築技師、それから建築職など専門職の有効性、必要性についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

専門職の必要性につきましては、例えば公共工事に関わる職員の職務については、町民の皆様が安心して御利用いただくために、予算措置から工事の発注、完成まで求められる役割がたくさんあるかと思えます。そういった中で、実際に専門職がいるっていうことは、一般事務の我々にとっては非常に安心感があるといえますか、頼り甲斐があるということだと思っておるんですけども、そういった中で、役割を継続できる体制を維持していくことが本町の課題であると思っております、その対策としましては、業務を行う中で経験や知識を積み上げつつ、専門的なノウハウを持つ民間企業への外部委託等も行いながら、業務を行っているというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

質の高い公共建築物を提供するために、発注者、町はですね、公共建築工事の企画立案の段階から建築物に求められる諸条件を把握の上、品質、工期、コストが適切なものになるように調整し、事業計画に反映することが求められ、町及び職員の発注能力も非常に重要化されています。今後の土木建築工事の課題と対策をどのようにお考えになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

役割と課題でございますけれども、発注者が求められる役割というのは本当に大変でございます、特に建築市場なんかは民間工事が大多数でありまして、公共工事の材料であるとか機器の使用や価格とか、民間市場に大きな影響を受けるものでございますので、民間市場の動向を的確に把握をしながら、発注条件や予定価格に適切に反映させることが求められていると考えております。できる限り最新の単価を使用することが重要と思っておりますので、見積りの収集等により作成する見積単価については建築市場における取引状況を把握しながら、実勢価格となるように定めるっていうところが非常に難しくございまして、これも先程と同様な回答でございますが、一般職の職員、あるいは土木の職員等が業務を行う中で、経験や知識を積み上げながら、専門的なノウハウについては民間企業の外部委託等で業務を行っていくような状況であろうかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

平成26年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正を踏まえ、官公庁施設整備における発注者の在り方についての答申が出されました。公共建築工事の発注者の役割を明確にするとともに、その役割を果たすための方策が、全ての公共建築工事の発注者、

国及び公共地方公共団体ですね、に向けて提言をされています。これらにより、町の発注者の責任を適正に果たすため、今後建築物の新設や改良などが予想される本町においても、建築物の建設に関し実務経験や資格を持った専門職の採用、配置及び活用が必要と考えますが、町の見解をお尋ねしたいと思います。またさらに、外部支援、民間コンサルタートへの委託などを行う場合でも、町側に専門的に調整、協議ができる人材が必要だと思いますけど、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

本町におきましては、ほかの自治体とも同様でございますけれども、新築工事や改修工事を実施する中で、設計業務を民間に委託する場合は非常に多いわけでございますけれども、その成果物について間違いがないかきちんとチェックができるように、工事の規模に応じて建築工事の実務経験がある職員や発注業務に関して経験値が高い土木技師を配置しているところでございます。育成という観点からも事務職員が幅広く発注業務に携わることで、知識の継承というところで繋げているところでございます。建築専門職の必要性につきましては感じているところではございますけれども、中長期的な視点で今後の建築工事の見通し等を踏まえながら、判断をしていく必要があるかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

ある自治体では、一級建築士の採用条件として、一級建築士を所持し、建築物の意匠、構造、設計または監理実務経験が5年以上ある者と定め、採用し、公共建築事業の適正化や円滑化へ対応している所があるわけですね。本町でもこのような採用や配置を行う考えがないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

一級建築士をはじめとする建築技師につきましては、町のレベルで配置をしている所はなかなか少ないような状況でございます。本町の状況から考えますと、今後もメンテナンス等必要になってこようかと思っておりますけれども、経験、知識を兼ね備えた職員を本町にも配置することができれば非常に心強い存在にはなろうかと思っておりますけれども、役場組織の全体で見ますと、限られた職員数の中で事務職や専門職のバランスを考えながら職員採用を考えなければなりませんので、採用を行うかどうかというところにつきましては、今後も各所管課と十分に協議をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

ほかの自治体は結構あるんですよね、そういう部分はね。うちの方ではできないかもしれません。今図書館の建設ですね、もう検討委員会もできて、どんどん進んでいますし、または公共管理の分についてもどんどん計画を進めているわけですね。専門家がいないということになると、民間業者から出た見積もりが正しいのか、正しくないのかという判断はなかなかできないんですね。そこで土木事業、建築事業含め、他の業務についても専門職の重要性を鑑み、町全体の業務の精査を行い、専門職の採用、育成、活用した適切かつ効率的な町の人材マネジメントも非常に重要と考えています。これについては町長の御見解を、先程の専門職のことにつきましても御回答いただければと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

先程町長答弁でも専門職、建築系につきましては各課と十分協議をしながら、そのスキルのある方を、できれば中途採用でもというふうな御回答させていただいたところでございます。現在もそういう方向で考えておりますが、なかなか人材の方がということでございます。聞くところによりますと、長崎県でも採用の募集をしたけどもなかなか来なかったという情報も入っているところがございますので、これにつきましては、どういった方向が良いか、それについて十分検討しながら今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今総務部長がお話ししましたことの重複になると思いますけれども、例えば高田南土地区画整理事業等々のときは、県の方から部長を招聘するというようなこともございましたし、場合によっては今長与町にとってどこが一番今大事なのかということ踏まえて検討しております。で、今私は職員にも指示を出しておりますのは、例えばDXの時代に入ってくると。そうすると、そういった専門色の強い企業との人事交流であったりとか、そこに研修にやるとか、そういったものを含めまして、やはり柔軟に、時代とともに添って生きていくというようなやり方だろうと思うんですよね。最初からそれを想定して人を採っていきますと、時代が変わったときにどうなるかということもございます。そういったものを踏まえまして、柔軟かつ適切な配慮を、職員をどういった形で割り当てていくかという部分については、外部能力、外部活力の導入ということも併せて検討しながら組織づくりをやっていききたいと、そのように考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そうですね、なかなか難しいことですね、採用のことですからね。私たちがまだ2期ぐらいのときには建設部に一級建築士を持った方とかいらっしやったんですね。今多分ほとんどいらっしやらないと思いますね。それと関連する教育委員会とか水道局、それから企画、管財ですね。それから土木部には必ずそういうのが要るわけですね、今ね。ですから、いろんな民間のノウハウをお聞きになるのも良いんですが、やはり適切に、その段階で判断できる方はどうしても私は必要だと思うんですね。それについては是非御検討いただいて、別に雇われるとか基準を作られるとかして、やっていただければいいんじゃないかなと思っています。それでは、4つ目の質問なんですけれど、これは私も、うわさとか他町のことで申し訳ないんですけど、4番目の質問につきましては長与町では無いと思っていますが、あつてはならないんですけどね。議員の圧力によって人事の発令が行われる所があると、そういうふうには私お聞きしているんですね。議員がいろんな主張であるとか、発議であるとか、請願であるとかそういうものを出された場合、自分の主張が通らなかったの、人事を町長の方に要は「替えろ」とか、そういうふうな圧力をかけるということが行われている自治体があるそうなんです。まあ、長与町には無いと思います。ただ、このようなことに対して町長はどのようにお考えになりますか、この圧力について。それをお答えいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

そういった自治体もあろうかと思っています。どれをどう圧力と感じるかというようなことだろうと思うんですけども、私は日常のさりげない会話っていうのがあるかと思うんですね。したがって、私はできるだけ議員も含めまして、接触をするようにさせていただきながら、そしていろんな職場の担当者とも日頃の会話の中から、それをくみ上げていくというようなことが一番スムーズに行くのかなというふうに思います。やはり今のままでは組織がうまく回ってないなという判断をされるようなことであれば、やはりそれなりの言葉が返ってまいります。そういった中で、協議をしながら、周り人の意見も聞きながら、対策、対応を練っているというようなところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今申し上げたのは、現況でやっていることじゃなくて、こういうことに対して町長はどうお考えになるのかと、そういうお尋ねを私はしたつもりなんですけれど、参考までに、もう一度その回答がいただけますか。このことについては、私は議員としてあまり許されるべきものじゃないのかなと思っていますんですけど、町長のお考えがあれば再度お答えいただきたいと。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

そういったことで圧力と感じられるようなことであれば、それはやっぱり良くないというふうに私も思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは3番目の再質問をしたいと思います。公共施設に対する景観の基本的な考えということでお尋ねをいたしました。私どもが幼いとき、昔は、汚い所は汚いので当たり前という感覚だったんですね。ごみ捨て場って、名前も今ごみ焼却場って言いますが、我々はごみ捨て場とそういう言葉を発しておりました。今になったら大変なことなんですけどね。そしてそこにごみが山積みされて、外からも見えるような状態、これが私たち若い頃の時代の日本だったんですね。しかし今は環境施設組合があるように、非常に斜景で景観も良い、煙もあんまり出ていない、建物があれ何の建物だろうかとそういうふうと言われるような建物になってきたわけですね。これは非常に良いことだと思っています。それで、一つだけ取り上げてお話を聞きたかったのは、長与川から岩淵堰で堰を止めて、あの水を飲料水として飲んでいるわけですね、私たちは。水は口から入るものですから、今の取水口の景観を見ますと、岩淵堰で堰を止めて、あそこで水が滞留しますから、どうしても濁ったり、泡が出たり、ごみが浮いたり、そういう状況が私たちの目に見えるわけですね。ですから、目で見て食を食べるとかいう言葉もありますけど、その景観が果たしてあれで良いのかなという感じが、私も近くに住んでいるもんですから、特にそれが気になるんですね。だからオイルフェンスが、風船みたいなのが、8つか10ぐらいあって、そして足場が何本か置いていると。非常に雑な感覚が私たちにはするわけで、この水を飲んでいるのという感じですね。聞いてみますと、長与町の半分以上の方が長与川の水を飲んでいるって知らないんですね。ほとんど本川内からそのまま水を引いて、そのままやっているというふうな、そういうふうな形を思っっちゃう方が多いんですね。ですから、この景観を良くする。私も一つ案として考えたんですけどね。オイルフェンスを、長与はミカンの町ですからミカンの形にして、そして法面の色をちょっと付けたり。そういうお金が掛からない方法もあるんじゃないかなと。基本的に河川法で構築物は禁止されていますから、だからオイルフェンスが良いということであれば、それくらいのことのできるんじゃないかなあと思っています。それと同時に先程水道の方から、浄水場の取水口の変更とかで、そのときに考えるような言い方をされていますけど、再度、何かありましたら回答いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

現在の取水口につきましては、正直申し上げまして、景観というか周りの調和のことを考えるまでには至っていない状況かなと思っております。今後、第1浄水場の取水口の変更につきましては、恐らく、私どもの中でも意見は割れるかと思えますけれども、取水口の方、目立たせないようにしてリスク管理の方を重視するといった考え方と、逆に浄水場に親しみを持ってもらうとか長与川に関心を持ってもらうとかいったことで、逆にアピールをしていくってというような考え方もあるかと思うんですが、その辺りの方向性ははっきりさせて計画を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今お考えを聞きますと、令和10年ぐらいには浄水場とともに改造するというふうにお話を聞いております。今、上下水道課長が言われたように2通りの方法があるかと思えますが、景観ということを考えますと、皆さんが口から入れる水でございますので、少しでも気持ちよく飲めるような作り方をさせていただければと思っております。これで終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時16分～10時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、内村博法議員の①子ども遊戯施設の新設等について、②児童虐待防止対策について、③ヤングケアラーへの支援についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

早速、質問に入らせていただきます。①子ども遊戯施設の新設等について。第10次長与町総合計画策定のための「長与町未来のまちづくり意見交換会」では、公園の整備、充実に関して多くの意見が上げられており、総合計画では地域の特性に配慮した公園施設の整備や親子や多世代で楽しめるような中尾城公園の再整備を行う旨明記されております。また、子育て支援体制の充実では、親子が遊びに行ける屋内施設の確保など、子どもの遊び場を求める声が多く挙げられています。そこで次のとおり質問いたします。（1）公園の遊具整備について。（イ）現在の遊具の主な種類、利用状況、過去の事故状況はどのようなになっているか。（ロ）今後の遊具の具体的な整備はどのように推進していくのか。（ハ）中尾城公園のスパイラルスライダー（らせん状すべり台）については、令和2年9月議会において廃止する旨表明されましたが、撤去の時期は決まっていないままの状態となっています。このままの放置状態が続くとスパイラルスライダーの経年劣化が進み、安

全上危険であり、早急に結論を出すべきである。今後の撤去や代替施設については、どのように考えているか。(2) 全天候型子ども遊戯施設の新設について。町民意見交換において、親子が遊びに行ける屋内施設の確保を求める声が多く挙げられている。また、新聞報道によると4月23日に行われました新図書館のワークショップでも「子どもが遊べるスペースが欲しい」との要望があったとのことである。一方、他自治体では全天候型子ども屋内施設として、諫早市の「子どもの城」や大村市の「こども未来館おむらんど」がある。また長崎市では市民アンケート調査により、雨の日や寒い日でも遊べる屋内の遊び場を求める声が多い状況にあることから、あぐりの丘に全天候型の子ども遊戯施設を10月開館に向けて建設中である。さらに山形市では、全ての子どもたちが楽しめる山形市南部児童遊戯施設がオープンし、子ども心をくすぐるたくさんの仕掛けがちらりぼめられており、車いすの子どもも遊べるような画期的な施設となっている。本町の人口は5月の新聞によりますと、4万66人と報道されており、4万人を割るのはもう目前に迫っており、少子化対策としての子育て支援の充実強化は待ったなしの状況であります。子育ての町、教育の町、遊び心のある町として、本町も町民の熱い要望に応じて他自治体と同様に、雨の日や寒い日でも遊べる全天候型子ども遊戯施設を新設する考えはないのか。

②児童虐待防止対策について。児童虐待防止対策を強化するため、これまで親などによる体罰禁止や児童相談所の体制強化などを定めた児童虐待防止法の改正（令和元年6月）が行われました。しかしながら、昨年公表されました令和2年度における全国の児童相談所における相談対応件数は20万5,029件、令和元年度が19万3,780件となっており、過去最多を更新しており、憂慮すべき状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっているとされています。そこで次の点について質問いたします。(1) 長崎県は、児童相談所における令和2年度の虐待対応等の状況を昨年8月に公表している。それによると①令和2年度の虐待相談件数は1,018件。②虐待の経路別相談対応件数③虐待の内容別相談件数④主たる虐待者⑤虐待児童の年齢区分⑥措置内容別（施設入所・里親委託・その他）対応件数⑦一時保護状況などが公表されています。本町の状況はどのようになっているか。

(2) 本町の児童虐待防止に関する体制はどのようになっているか。また今後の体制の強化や見直しの計画はないのか。(3) 児童虐待の動機などの原因についてはどのように考えているか。また、本町独自の虐待防止の対策はあるのか。(4) 児童相談所や警察など他機関との連携は円滑に進んでいるのか。

③ヤングケアラーの支援について。障害や病気のある家族の介護や世話をしている18歳未満の子どもを指すヤングケアラーについては、今年、国が初めて小学生に調査を行った結果、6年生のおよそ15人に1人が「家族の世話をしている」との実態調査が公表されています。また、長崎県は昨年実施した「教育現場におけるヤングケアラーの実態調査結果」を公表しています。そこで次のとおり質問いたします。(1) 本町のヤングケアラーの最近の実態はどうなっているか。(2) 調査結果によれば、ヤングケアラーの支援



の市町の対応は様々であるが、本町はどのように対応しているか。(3) ヤングケアラーの負担軽減として、後見人の活用も考えられる。本町は、成年後見制度利用支援事業として後見人への報酬助成(月額上限、施設入居者1万8,000円、在宅者2万8,000円)があるので、積極的に後見人の活用を検討したらどうかと。

以上長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、内村議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目でございます。現在の遊具の主な種類、利用状況、過去の事故状況は、どのようになっているのかという御質問でございます。公園に設置しております遊具といたしましては、まずブランコや砂場、鉄棒といったいわゆる単体遊具、すべり台や雲梯など様々な機能を有しております複合遊具、そしてストレッチや軽い運動などの健康づくりに資する健康遊具とこのような形で分類されます。次に、利用状況でございますけれども、中尾城公園の有料施設を除き、詳細な利用者数の把握はしてはおりません。公園の役割や周辺の地域特性等によりまして、利用状況に違いがあるものと考えられますけれども、一般的に昨今の少子化による影響で、利用者は減少傾向にあるものと推測されます。しかしながら、コロナ禍における現在の状況下におきましては、遠出の自粛などの理由によりまして、公園で遊んでいた機会が逆に増えているのではないかなというふうに考えております。また、過去の事故状況に関しまして申し上げますと、損害賠償に該当する事例となったものは、15件を確認しております。内訳といたしましては、中尾城公園におきまして供用しております、スパイラルスライダーに関します案件が12件、同公園の草スキーが3件となっております。続きまして、今後の遊具の具体的な整備はどのように推進していくのかというお尋ねでございます。本町では平成30年度に公園施設長寿命化計画を策定いたしまして、平成31年度より計画に基づいた遊具の更新を行っているところでございます。昨年度末までの3年間の実績を申し上げますと、11公園、28の遊具を更新しております。今後も引き続き計画に則って、老朽化した遊具の更新を行う予定としているところでございます。続きまして、中尾城公園のスパイラルスライダーの今後の撤去や代替施設についてどう考えているのかというお尋ねでございます。スパイラルスライダーにつきましては、平成30年度及び、令和2年度に専門業者による点検を行っておりますが、直ちに撤去しなければならないほどの著しい劣化は見受けられないとの見解をいただいております。従って、代替施設の設置と併せまして、今後一定の方向性を決めていきたいとそうように考えております。続きまして2点目でございます。子ども遊戯施設の新設等について、全天候型子ども遊戯施設の新設についてのお尋ねでございます。現在、議員御指摘の諫早市、山形市や長崎市のような屋内型の遊戯施設を建設する計画はございません。しかしながら、親子が一緒に過ごす時間や町民の皆様が障害の有無や年齢、性

別に関わらず、ほっとするような安らぐ時間を提供することは、これからの時代に必要なことであると認識をしております。また、建物の再利用の観点からも今後の公共施設再配置の際に発生する利用しないスペースの有効活用方法の一つとして、遊戯施設への転換についても調査、研究を行ってまいりたいと考えております。さらに図書館・健康センター複合施設におきましても、新図書館基本構想及び健康センター基本計画を参照しながら、新施設に必要な機能や空間などにつきまして協議を進めている状況でございます。今後は賑わいの創出、あるいは居場所づくりなどの視点も取り入れながら、複合施設の整備基本計画にも着手をしてみたいと、そのように考えております。

続きまして2番目の1点目でございます。児童虐待対応等の状況についてのお尋ねでございます。本町の令和2年度虐待相談件数は47件、虐待の経路別相談件数につきましては、児童相談所が18件、教育委員会が7件、家族・親戚が7件、学校が5件、近隣・知人が4件、他部署が3件、警察などが2件、そのほか1件となっているところでございます。虐待の内容別相談件数につきましては、心理的虐待が28件、身体的虐待が14件、ネグレクトが5件、性的虐待が0件でございます。主たる虐待者でございますけれども、実父が25件、実母が16件、養父が4件、そのほか2件となっております。続きまして年齢区分でございますけれども、0歳から3歳が9人、4歳から6歳が10人、7歳から9歳が8人、10歳から12歳が8人、13歳から15歳までが8人、16歳から18歳までが4人となった内訳でございます。入所措置や一時保護につきましては、町の権限ではございませんが、県が行いました長与町の子どもの措置件数につきましては、施設入所が7件、一時保護につきましては29件となっているところでございます。続きまして2点目の本町の児童虐待防止に関する体制と今後の体制の強化や見直しの計画についての御質問でございます。本町の体制といたしましては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点をこども政策課に整備をしまして、虐待に関する相談対応から虐待予防に係る各種事業を行っている状況でございます。子育て世代包括支援センターでは、虐待の発生予防やハイリスク家庭の早期発見を担っておりまして、子育て相談専門員2名、補助員1名、計3名体制を確保するように努めております。また、子ども家庭総合支援拠点では、虐待防止専門員1名と職員の兼務体制で、ハイリスク家庭の対応をサポートする体制をとっている状況でございます。今後は、複数の案件に対応できるよう研修等による職員全員のレベルアップを図り、迅速な対応がとれるように体制の強化を図ってまいりたいと考えております。3点目の児童虐待の原因と本町独自の虐待防止の対策についての御質問でございます。親の虐待の要因といたしましては、望まぬ妊娠、マタニティブルーや産後うつ病など、精神的に不安定な状況、精神障害、知的障害、アルコール依存などがあると考えられます。子どもの要因といたしましては、育てにくさを持っている子どもなどがあると考えられております。養育環境の要因といたしまして、経済不安のある家庭、夫婦不和、配偶者からの暴力などがあると考えられております。さらに虐待は、ある一つの要因から発生する場合がありますが、様々な要因が絡み合って虐待に至るケー

スも多いと考えております。そのため本町ではリスク要因が高い家庭の把握及び支援を早期に行い、医療、保健、福祉、教育分野等の関係機関と連携をいたしまして、切れ目のない支援に取り組んでいる状況でございます。また、本町の特徴的な取り組みといたしましては、要フォロー妊産婦や要支援家庭の把握及び支援をするため、相談しやすい環境づくりの一環といたしまして、対面や電話相談に加えまして、LINEによる相談を行う対応を行っているところでございます。4点目でございます。児童相談所や警察など他機関との連携についてはどうなのかというお尋ねでございます。町が設置しております要保護児童対策地域協議会では、児童相談所、福祉事務所、保健所、警察、医師会ほか、子どもに関わる支援機関等に参画をいただいているところでございます。主な町の役割といたしましては、要保護家庭への支援の調整や指導となりますけれども、DVや身体的虐待など、ケースによっては警察に見守りを担っていただいているところでございます。また、対応が困難なケースにつきましては、児童相談所に同行を求めるなど各機関との円滑な連携体制により、虐待対応に取り組んでいる状況でございます。

続きまして、大きな3番目1点目の本町のヤングケアラーの最近の実態ということでございます。県が昨年実施をいたしました「教育現場におけるヤングケアラーの実態調査」で、ヤングケアラーの質問項目に該当した児童生徒数は、児童5名、生徒5名の計10名となっております。外部機関への相談等が必要と判断した児童生徒に関しましては、本町こども政策課等の関係機関と連携して支援を行っております。また、外部機関への相談等が不要と判断した児童生徒に関しましては、校内での見守りや教職員による声掛け、相談できる、相談しやすい環境整備など、状況把握に基づく支援の充実を図っているところでございます。また、ヤングケアラーの発見、対応が停滞することがないように、児童生徒の実態把握に努めているところでもございます。学校が把握しております児童生徒の状況といたしまして、家庭環境には大きな変化はありませんが、落ち着いた学校生活を送っております。引き続き、関係機関との連携を深めながら、支援に努めてまいりたいと考えております。2点目でございます。ヤングケアラーの支援を本町はどのように対応しているのかという御質問でございます。本町のヤングケアラーへの支援の対応といたしましては、ヤングケアラーの認知度向上のための周知、啓発を強化するとともに、学校等の所属機関や他部署とも連携を図り、早期発見及び相談へ繋げる環境づくりを進めているところでございます。また、長与町要保護児童対策地域協議会の場を活用し、関係機関と情報を共有し、支援の方向性、それぞれの機関の役割分担を明確にし、ヤングケアラーへの適切な支援へ繋げるよう努めている状況でございます。3点目のヤングケアラーの負担軽減として、後見人の活用についてのお尋ねでございます。大人に代わって家族の世話や介護をしているヤングケアラーの中には、学業や進路にまで影響するような深刻な問題になり得るケースがあると言われております。ヤングケアラーに対する支援は、ケア対象者を福祉サービス等に繋ぐことによりヤングケアラーの負担の解消、または軽減を図り、適切な生活環境を確保できるようにすることが最も重要ではないかと考えております。

現行の成年後見制度利用支援事業は、生活困窮者等が成年後見制度の利用をしやすくするための支援をする制度であり、ヤングケアラーを含む世帯に限らず、必要な方が制度の利用ができるよう普及啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは早速再質問に移らせていただきます。事故状況が損害賠償に至ったという件数15件ですか、言われていましたけれども、損害賠償に至っていない軽微な事故というのは把握されているのでしょうか。そして、遊具ですけれども、こういう造営物というか、管理責任者が誰になっているのか。まずはこの2点を最初にお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

議員御質問の軽微な事故につきましては、実際、件数については調べてはいないんですけども、想定されるのがすべり台や草スキー等で擦り傷をしたりとか、そういった程度の事故については数件、過去にあるのではないかなというふうに推測をいたしております。あと中尾城公園とか、公園の遊具の管理者につきましては、町が管理をしているという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

軽微な事故というのは、大きな事故に繋がる可能性があるんですね。従って、記録というんですか、いつ発生して、こういう事故が起こったっていうのは、やっぱり安全管理上の面から見ると記録しておいて、大きな事故に繋がらないようにしとくべきだと私はそう思っているわけですよ。従って、小さな事故でも各遊具のいわゆる履歴書をきちんと記録して残しておくべきだろうと、こういうふうに思っているわけですよ。だからこれからでも遅くはないと思うんですけども、そういった記録の積み重ねというか、それが安全管理に繋がっていくわけですよ。これは私だけが言っている問題じゃなくて、国土交通省もそう言っているわけですよ。だから、これから小まめな管理というのが必要になってきますので、よろしく願います。あとこの管理責任者は町って言われたけど、具体的には誰がっていうのをお尋ねしたかったんですよ。誰がその責任者、課長ですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

所管は土木管理課長でございますが、当然、御質問の管理責任者という部分につきましては、町長になるかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

一次管理者は課長、最終責任者は町長ということで理解して良いですね。公園の面積は、条例で定められたように一人当たり10平米ですかね。長与町はそこにはまだ未達なんですけども、もうすぐそれに近いようなあれで達成されるんでしょうけれども、この遊具の選定基準というのが、ちょっと条例を見た限りないんですよね。どのようにされるのか、選定基準がですね。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

明確に選定基準というのは定めてはおりませんが、通常新しい公園を整備する場合、そこを利用するのを想定される、例えば近隣の自治会の皆様とかに御意見をいただきまして、あと予算の縛り等もござりますが、そういった中で計画的に遊具の設置は進めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

利用状況は調査されていないと思うんですよね、先程の答弁ではね。だから、せっかく税金を投入して設置するわけですから、利用状況の実態の把握をして、遊具に関する町民のニーズ調査を通じて子どもや保護者に喜ばれるような遊具の整備を行ってはどうかと、私はそう思っているんですよね。今後の運営にも寄与したらどうかと思っているわけですよ。だから、この利用状況はきちんと調べた方が良く思うんですよね。なぜかという今後の遊具の集約とかいろいろ出てくる、廃止とかね。それを参考にするデータとしてきちんと持っておかないといけないわけですよね。そのところはどうかお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

各公園、それぞれ日々どういった方々が見えられてと、時間帯もあろうかと思えます。その辺のきめ細やかな情報収集っていうのは、現状難しいかなというふうに考えております。先程町長の答弁にもありましたが、平成30年から遊具の更新事業を行っております。該当する公園の更新時期が来た公園につきましては、前もってその自治会の皆様に御意見を賜って、そういった形での情報収集はさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

国土交通省の指針というのがあって、それによりますと、利用状況の把握はして欲しいというが出てくるわけですよ。その理由として「設置した遊具の利用状況の実態を知ることが、遊具の安全確保を図る上で重要であり、子どもと保護者・地域住民の協力を得て遊具の利用状況を把握し、維持管理や改修などに活かすことが必要である」と、このように国土交通省の指針にうたってあるわけですよ。この国土交通省の指針を見なくても、やっぱり必要性というのはあるわけですよ。だから、半年に1回とかじゃなくて、1、2年に1回ぐらいは、利用状況の把握をすべきじゃないでしょうか。そこのところもう一遍、どういうお考えなのか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

そちらにつきましては、今後こういった形で皆様の御意見を私どもが収集できるかと、その辺も含めまして研究していきたいというふうに考えます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

確かに、そこに張り付いて利用状況を掴むというのは難しいと思います。ただ、国土交通省は住民の協力を得てしなさいってなっているわけですよ、指針でですね。だから、それは先程の答弁ではしていないわけですよ。だからすべきだろうと思います。だから、それはする方向でした方が、どうですか。もう一度回答を。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

先程課長の方も答弁をいたしましたけれども、なかなか難しい部分もありますけれども、議員御指摘のとおり国の指針にも明記をしているということですので、今後地域の実情等も住民との話の中ででも聞きとるとか、こういったことができるか、そういったことも総合的に判断しながら町として研究してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それと今、健康遊具とかあるわけですが、健康遊具と子どもの遊具が混在している所はあるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

当然、健康遊具のみならず全てではないですけど、子どもたち向けの遊具も混在していると思ひまして、御質問の健康遊具が設置している公園につきましては、3か所ということでお答えさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

国土交通省の指針によれば、健康遊具と子どもの遊具は一緒にするなど書いてあるわけですよ。公園で。子どもが健康遊具を使ったりして、けがをする恐れがあるから混在してはいけないってなっていますね。だから、それをお尋ねしたかったんですけども、そういうことがあれば直ちに是正した方が良くと思いますが、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先程3か所と申し上げましたが、私、混在しているというふうに申し上げましたが、健康遊具を設置している公園にその他の遊具があるかどうかまでは、今、手元の資料で把握しておりませんので、当然その議員の御指摘があろうかと思いますが、もしそういうふうな是正の必要性があるのであれば今後は考えていきたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

さっきの遊具の選定なんですけども、いろいろ自治会とかされてあれなんですけども。この前、長崎県の遊具の導入事例として新聞に載っていたんですよ。それはどういう物かという、長崎県立諫早公園かな。あそこのちびっこ広場に、回転式の障害者の子どもも乗れるような物を造って設置したと。そして、今後もそれを造っていくと。かつ、落下してもけがしないようにクッション材みたいな物を敷き詰めて設置していると、こういうような新聞報道が載っていましたね。一番感心したのは、入庁間もない方が、それを推進されたってということなんですよね。お金もふるさと納税を活用して実施されたというのが書いてありましてね。非常にすごいと、行動力のある人だなと思ひて。そういうのが新聞に載っていました。そういう遊具も時代の流れだと思うんですけども、やっぱり検討して行って、子どもたちに喜ばれるような遊具を入れていただければなと思ひます。私たちの時代は、ブランコとかすべり台が定番でしたけども、それが50年ぐらい経つんですけども、今もってまだ使われているということは、それなりに意義があるわけですよ。やっぱりブランコは、大人にとっても思い出に残る物なんですけども。だから、そういうのは一方では大事にしながら見ていくというのが一番良いのではないかなと思ひています。次の再質問なんですけども、遊具の安全点検、安全管理はどのように行っているのか、そのところをお伺いしたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

基本的にでございますが、毎年、専門の資格を持つ業者に委託して点検を行っております。具体的には、遊具の表面、基礎部、支柱、接続部など各部位の腐食や亀裂、さびなどがないかを目視やテストハンマーによる叩いて調べる手法なんですけど、打診等により確認をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

佐世保市で今年4月にベンチに座っておられた高齢の女性がけがされたという事故が発生しまして、原因は立入禁止の札が外れていたという事故がですね。佐世保市は120施設あったそうですよ、立入禁止の施設が。そしたら13か所見つかったと、外れている箇所が。だから緊急点検したらそういうことで、なったらしいんですよ。それで長与町は立入禁止の札が外れている箇所はないんですか。本来立入禁止にすべきものが外れていたとか、そういうケースというのはあるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

現在のところ、ロープで縛って入れないように規制をしている所が外れているとかいうことで対応したという話は、今のところ聞いてはおりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そういう事例が発生しましたんで、是非長与も点検して事故が起こらないようにすべきだと私は思っています。それで佐世保市は、こういう事故を受けて、年1回の定期点検を3回にしましたと、そういう報道になったんですよ、この事故を受けて。だから増やせばいいというもんじゃないけども、増やした方がより安全になることはあれなんですけども、人手の問題とかいろいろあるから。佐世保市は、より改善する方向にそういう方針を立てているわけですよ。だから長与町もやっぱり1年に1回というか、そういうあれじゃなくて。国土交通省は、年1回以上となっていますね。以上が付いているんですよ。だからそういうことを踏まえると、やっぱりその1回だけで終わるもんじゃないなという気がします。だから全部が全部じゃなくても、ここはやっぱり増やさないかなっていう所があれば、年に2回にしてもいいわけですよ、一律3回じゃなくて。そういったことも検討されたらどうですか。

○議長（山口憲一郎議員）



山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

御提案ありがとうございます。確かに議員が申されますとおり点検の回数を増やした方が良い面もございますし、また、遊具の種類によっては点検を年、数回した方が良いという遊具もあろうかと思っておりますので、そういったことも町内の公園の遊具の状況等も勘案しながら、年に1回が基本でございますけれども、今後そういったことも考慮しながら、総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

佐世保市の例でスプリング遊具があって、スプリング遊具は非常に金属部分の劣化把握が難しいということでもう止めたみたいなんですけれども、長与町はあるんですか、スプリング遊具は。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

手元に資料を全て持ってきているわけではございませんので、遊具の種類とか性質とか、そこまではお答えすることができません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

私、民間にいたときに、民間の場合でもいろんな事故が起こるんですけれども、会社によってはいろんな事業所が点在しているケースがあるわけですが、そこで起こった事故状況は、全て共有することになっていて、その事故を防ぐためにどうすべきかというのは、いろいろ検討している。いわゆる類似災害を防ごうということですね。そういうことを一生懸命やっていたケースがあったんですよ。特に地方公共団体でも同じような遊具を持っておられると思うんですよ。それで事故が起こったら自分たちの参考にするように、いわゆる民間で言えば水平展開と言っているんですね。水平展開して事故を防ぐと。だから、そういう事故情報を入手して、それを生かすような体制を作っていないと、いつ事故が起こるか分からないわけですね。そういうほかの自治体の事故が起こったのは、ものすごく参考になるわけですよ。そういう情報を共有していけば、事故件数は増えやしないけども減っていくんじゃないかなと思うわけですよ。だから、そういう事故情報の共有は非常に大事なことで、その辺りはやっておられるんですか。他自治体との共有は。

○7番（内村博法議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

明確な情報共有というふうなことは聞き及んでいませんが、ちょっとしたやりとりの中で、どここの公園が、今どの施設が止まっているよとかいうふうな話は、担当者同士ではやりとりをされている部分はあるかと思いますが。その辺は枠組みの構築の話もございまして、今後その辺ですね、お互いに相手もある話でございまして、どういうやり方が一番よろしいのかという部分も含めて研究をしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

こちらから積極的に動かないと情報は入ってきませんので、やっぱりこちらから動くべきだと思います。次に、中尾城公園のスパイラルスライダーに移りますけども、先程の回答では、公園長寿命化計画の検討の中で一定の方向性を定めたいということでしたかね。確認なんですけれども、今年度改定する公園長寿命化計画ですかね、こういう回答でよかったんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

町長の答弁の中では、長寿命化計画により改定するということは申し上げておりません。ですけど今年度、議員おっしゃるとおり長寿命化計画の更新を行う年度でございまして、その準備を今しております。その中で代替施設ですね、どういった形の施設に変えるのかというのも含めまして、検討していくということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると、この長寿命化計画の中で撤去の時期を、方向性を出すと、こういうことですか。そういうことで理解して良いですか。今年度改定時期になっているんでしょう、長寿命化計画はね。だから、その中で検討を行って方向性を出すということですね、今の答弁を理解しますと。そのとおりで良いんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

そのとおりでよろしいかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それと私もちょっと分からないんですけれども、スライダーを囲むように造ってある

赤い支柱のモニュメントと言いますかね。このモニュメントが歩道橋の上に突き出ているわけですよね。これはモニュメントなのか、はたまたオブジェなのか、あるいは歩道橋を支える橋脚なのか。どういう構造になっているのか、私も外観見た限りではよく分からなかったですね。そこのところ明言していただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員御質問の三角形の組み合わさったような柱だと思います。あちらにつきましては、橋を支える橋脚でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。橋脚ということで橋を支えていると。私が見た限りでは、どこも橋に接合部分が無かったような覚えがあるんですよ。だからあのモニュメントは、橋を支えているものじゃなくて、モニュメントかオブジェなのかなあと思ったりもして。物は確かにすべり台と連結しています。すべり台は、連結部分は何箇所か造ってあるんですけどね。歩道橋との接合部分が見当たらないんですよ。だから橋脚なのかどうかですね。そこのところは私疑問に思ったものですから。間違いなければ橋脚でいいんですよ、間違いなければね。もう一度確認します。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

橋を支える部分の下から見えにくい所でございます。下から見上げた所に、ちょうど橋りょうの本体の下に、赤ではない透明のクリア塗装のH型の部材がございます。それが下から上がっている4本の柱に接合されておまして、そのH型の部材の所に、2か所橋の重さを受け止める支承という部材がございます。その前後に2か所ずつ、また取り付け金具がございます。あれは明らかに橋を支える橋脚ということで御理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今の質問をしたのは、撤去する範囲に入るかどうかというようにあれだったんですけども。橋を支えるのならば撤去できないですよね、これはね。だから、そういう意味で御質問いたしました。これも早く結論を出していただきたいと思います。この撤去についてはですね。それから過去の事例に触れるんですけども、12件って言われましたよね。この12件が起こっているわけですけども、最後は平成27年に起こった事故で400

万円ぐらい賠償額を払ったのがありましたけども。12件起こるまでに、なぜ途中で使用中止とかしなかったのかっていうのが非常に疑問に残っているんですよ。今後のこともこういう教訓を生かさないといけないんですけど、なぜ途中で使用中止とか、そういうのをしなかったのか。12件ずっと続いています同じスライダーで事故が。それも賠償責任が発生しているわけですよ。その間、中止できなかったか。本当あってはならないことなんですけど、何でそういうふうになったのか、その辺り教えていただきたいなと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かにスパイラルスライダーの事故が12件、過去に発生をしております。その都度、事故の原因等も調査をいたしました中で、例えば小学生の年齢を、制限をかけたりとか職員を配置してその滑り方の徹底をしたりとか、そういった改善を進める中で、中止という判断も含めながら継続して使用してきたという経緯もございます。町としては、最善であるだろう対策を講じながら使用について継続をしまいいりましたけれども、事故が発生したというのは事実でございます、その当時の判断としましては、中止をしなかったということで御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

あまり時間もないので。大阪の通天閣でオープンされたんですよ、同じようならせん状のですね。うちと同じぐらいの規模で、長さも高さもですね。何が違うかなと思って安全管理で確認したら、両足を専用袋に入れて滑らしているんですよ。これは良いなあというふうに思いました。というのも、事故も足を開いて側面に当たって骨折しているわけですよ。だからああいう方法が本当にとれたら、ずっと継続していったんじゃないかなあと思ったりもして。そういう工夫、もう少し早くあればなあと思ひまして。皆さんも御参考にオープンにされていますんで。大阪の通天閣で非常に評判になっているそうですよ、大阪の人たちに。だからそういう方法、簡単な方法ですよ、専用袋を作って。非常に研究されたんでしょうね、恐らく大阪の方でも。それは民間がやっているんですけども、そういうちょっとした工夫があるわけでございますので、そういったちょっとした工夫を遊具の方にも生かして欲しいなと思います。あまり時間ないんですけども、この全天候型の遊具施設、佐世保にも出来ているそうですよ、もう4月にオープンして。佐世保は1,050平米ぐらいですかね。長崎市は1,700平米ぐらいの規模を今造っているそうです。私も以前コロナが流行る前に孫を連れて、諫早の子ども城に行きました。隣には白木峰高原ですかね。菜の花とか、それからコスモスですね。ものすごく風光明媚な所なんですけども、そこのすぐ近くにあるんですけども。そこに行きましたらやっぱり屋内施設の遊戯場とはちょっと違いますね。最初目についたのがボールプールですね。ボールがたく

さんあって、そこで小さな子どもたちが遊んでいるわけですよ。ものすごく楽しそうに遊んでいましたね。そこだけしか見ていないんですけども、そういう遊戯館ができればいいなど、こういうふうに私自身は思っています。私自身の支援者の職場懇談会ですかね。私も年に4、5回行くんですけども、そこでもこういう要望が出ておりました。最後にこの遊具施設について、町民からのそういうニーズをどのように把握しているか。かつ、遊具施設を、一応2通りの案を示されました。大変ありがたいです。スペースの確保とか図書館のスペースの検討とか、この2案を示されまして、非常にありがたいことです。だから、あとは熱意と意思がないとやっぱりこういうのは造れませんので、その辺りの決意も含めて担当部長の方からよろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

御質問の方に、子育て支援とかいうふうなキーワードがございましたので、私の方から答えさせていただきます。公園の新設それから更新の展望としては、議員おっしゃられるように全天候型とか半屋外型、それから一般的な屋外型の施設の形態とか規模、それから公園の法的な位置付けとかいろんな問題がありますけども、住民のニーズを正確にできるだけ把握をしないとというふうに考えております。そういった諸々の条件でどういう施設を造るのかというのは、いろんなパターンがあるかと思えます。それから先程もちよっと出ておりましたけども、福祉的な観点からいけば、どういったことを重視して遊具を充実させるのかとか、どのような工夫をして取り入れて造っていくかなど、いろんな地元の方とか子どもの意見とかを考えて造っていかなければいけないと考えております。町としては少子化とか人口問題もございましてけれども、まちづくりとか防災の観点、それから先程言いましたインクルーシブ的な公園とか、そういったいろいろな機能とか観点、こういったものを総合的に考えて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

是非強い意志と強い意欲がないと、こういう事業は実現できないんですよ、私も今までの民間の経験からしてもですね。やっぱり担当部門が、そういう積極姿勢を見せないと誰も動きません。だから、今回私は子育て支援っていうことで、この3つの質問を掲げているわけですよ。子育て支援、人口減少対策で最も子育て世代を今後支援していかないと、ずっと人口が落ちていきますよ。この子育て世代をどう支援していくかによって、人口減少対策は決まるわけですよ。だから、そのところを私は全天候型、こういう新設を今回掲げたわけですよ。だからその世帯に対してやっぱり支援をしていかないといかんじじゃないかなとこういうことで、この新設を掲げました。是非、今後担当課が中心になって、ほかの他自治体も全部こども政策課、名称は違いますけど、全部そこがやっている

んですよ。長崎市も佐世保市も、諫早市もですよ。全部子育て支援の一つとして、全部造っているわけですよ。だから頑張ってくださいっていうことなんですよ、担当部署はね。激励を含めて今言っているわけですけど、すぐできるようなものではありませんけど、頑張ってくださいと思います。その間、最後に一つこちらから要望だけさせていただきます。児童館の日曜開設も検討に入れていただければなと思います。これは今すぐできる話だから。以上で終わります。

**○議長（山口憲一郎議員）**

これで内村博法議員の一般質問を終わります。場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時31分～13時10分）

**○議長（山口憲一郎議員）**

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、金子恵議員の①公園の活用と維持管理、安全管理についての質問を許します。9番、金子恵議員。

**○9番（金子恵議員）**

それでは早速質問に入らせていただきます。①公園の活用と維持管理、安全管理について。現在、日本は少子高齢化が加速し、人口減少の時代になり財政的に厳しい自治体も多く、公園の整備や維持管理に掛けられる予算も確保が難しくなりました。その一方で、住民のニーズやライフスタイルは多様化し、公園もそれに対応することが求められていると考えます。こうした社会情勢を受け2017年都市公園法が改正されましたが、これまで整備してきた公園をより効果的に使いこなし、柔軟に運営していくことが求められています。実際、高齢化社会となり、児童にとって身近に利用できる街区公園においても、多様な年齢層の利用促進に向けた取り組みが見られるようになってきました。本町には都市公園（街区、近隣、地区公園）70か所、都市公園以外で地域住民の用に供している公園21か所、自然公園3か所を有していますが、公園は住民の健康増進や子どもたちの健全育成、スポーツや文化活動、地域コミュニティ活動、観光振興や経済活性化、良好な都市景観の形成や環境の改善、防災性の向上、そして生物多様性の確保など、様々な機能や効果を持つ施設でもあります。そのためにも、これらの公園の有効な活用方法を見だし、住民の生活をより豊かにしていくための方策を考えていくことが必要と考えました。よって、以下の質問をいたします。（1）都市公園の長寿命化計画を策定し進めているが、その内容はどのようなものか。（2）その中で、安全管理に関してはどのように示されているのか。（3）公園管理などは、厳しい財政状況の中でコストを削減しながら、老朽化が進行する公園をどのように更新し管理していくべきなのかなどが考えられるが、一番の課題は何か。（4）住民のニーズをどう捉えているか。（5）今後の目指すべき公園像とはどのようなものか。そのためにはどのように進めていく予定か。以上5点を中心に質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず1番目1点目でございます。都市公園の長寿命化計画を策定し進めているが、その内容はどのようなものなのかという御質問でございます。長寿命化計画の内容といたしましては、都市公園内に設置をしています遊具をはじめとする各施設の更新、改修等を計画的に実施するためのものがございます。引き続き、2点目のその中で安全管理に関してはどのように示されているのかというお尋ねでございます。この安全管理につきましては、計画の中で日常的な維持管理に関する基本方針と、公園施設の長寿命化のための基本方針を定めております。この中で、遊具などの予防保全型管理に分類した施設につきましては、定期点検を行い、施設の劣化状況を確認することとしており、それ以外の事後保全管理に分類した施設につきましては、日常点検等で施設の劣化状況を把握の上、劣化が著しい場合には更新を行う方法で行っておるところでございます。3点目の公園管理において一番の課題は何なのかというお尋ねでございます。課題といたしましては、老朽化した遊具等の更新はもちろんです。地元からの要望として特に挙げられることが多い除草等をどのように円滑に効率的に実施していくのかが大きな課題であると認識をしております。草が繁茂することで利用者が利用しにくい状況に陥り、さらに草が伸びていくという悪循環に陥らないように対策を実施する必要があるとございます。そのための施策の一つといたしまして、昨年度から街区公園の清掃管理等を希望する地元の自治会などへ委託しております。このことによりまして、除草等が適切な時期に確実に行われることで、公園の維持管理の円滑化が図られているものと考えております。また、これ以外にも公園の斜面地などに除草シートを設置するなどして効率化を図っている公園もございますので、引き続き、雑草対策に関する調査、研究を行ってまいりたいと考えております。4点目でございます。住民のニーズをどう捉えているのかというお尋ねでございます。特に地域の方の利用が主と考えられる街区公園に対する住民ニーズにつきましては、地域の皆様に、より公園を利用いただけますようお願いいただいた要望等には極力対応をしてみたいと考えております。しかしながら、本町では、老朽化した遊具の更新に注力しておりますので、遊具の新設など特にハード面でのニーズに関しましては、御希望に必ずしも添えない場合があることも併せて御理解いただきたいと思います。5点目の御質問でございます。今後の目指すべき公園像とはどのようなものなのか。そのためには、どのように進めていく予定なのかという御質問でございます。本町では、住民の皆様との協働によるまちづくりを推進しております。公園につきましてもこの考え方に沿った施策を実施しており、その一つとして3点目でも答弁をいたしましたけれども、街区公園の清掃管理等を、希望する地元の自治会などへ委託をしておるところでございます。本事業により、利用者にとってはこれまでよりも早く、きれいに気持ちよく利用できるというメリットがあり、また、受託者に

としては事業に参加する方々の交流の場となることで、コミュニティの活性化に繋がるものと考えております。町といたしましても、除草等の維持管理が円滑に行えることに加え、公園施設に関する異常が生じた場合にも、通報していただくことで迅速な対応が可能になると考えております。今年度は11団体、22の公園で御協力をいただいておりますが、引き続き地域の憩いの場である公園をより多くの方に快適に利用していただけるように、本事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

では再質問に移らせていただきます。午前中に同じような質問内容で同僚議員がなされておりますので、きちんと自分で作った再質問とはいえ、なかなか頭に入っていない部分で重なる部分もあるかもしれませんけれども、臨機応変にお答えいただけたらと思います。では早速ですが、維持管理に関して質問をさせていただきます。公園の老朽化ですとか地域住民の高齢化によって利用者が少なくなって「定期的な除草とか清掃活動が負担になっている」というお声をよくお伺いすることがあるんですけども、本町は自治会等に管理を依頼されているということで、11団体が手を挙げてくださっているということですけども、55の自治会のうちの11ということではありますが、これがなかなか自治会で管理ができないという部分の課題があるかと思えますけれど、どのように認識をされておられるのでしょうか、まずその点をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

この事業につきましては町長の答弁にもございましたが、事業に協力していただく団体の方々のお力をかなり必要とするものでございます。ですので、所管といたしましては、これが様々な自治会の方々に浸透して、皆様で町内の公園の管理を健全な状態に常に近づけるっていう、そういう思いがございまして、それが目標として達成できれば良いのかなっていう願望を持っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今のお答えですと、維持管理の主体を自治会でできるだけ協力をしていただきたいということだと思いますが、自治会側としてもやはり高齢化という課題がありますし、なかなか協力をしてくださる方も少ない自治会も中心部に行けば行くほど多いのかなと思っております。となると、そういうふうに自治会にお願いをしたいと言いつつも、なかなか手を挙げる自治会が少なければ、維持管理の主体は町になってくると思うんですけども、その点はどのように考えておられますでしょうか。



○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

基本的に、主にその地域の住民が利用されます公園につきましては、可能な限り地元の皆様の御協力をいただきながら、町も共に維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

各自治会でも維持管理に関しては、自分たちの公園ですのでその意識は高いかと思うんですけども、担い手不足というか自治会の役員とか、そういうのもいろいろ考えると無理も言えないところもあるという課題をこちらの方も持っているので、共同で管理ができればと思っておりますので、これからも御努力をお願いしたいと思います。小規模な公園なんですけれども、宅地の開発に併せていろいろと整備をされてきたんですが、昔は子どもたちがたくさん遊んでいた公園がありましたけれども、今、老朽化が進んだりとか少子化でなかなか利用している子どもたちも少ない。それにプラス人口減少ですよ。そういうものが進行することによって、利用者が無くなっているというか、ほとんど利用されていない公園も存在すると思うんですけども、そのような公園をこれからも維持していく必要があるのかなと思うんですけども、そういう公園は廃止という方向で考えられないのかっていうのは法的にどうなんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

所管の目標といたしまして、第10次総合計画にも挙げさせていただいておりますが、町民一人当たり10平米の公園を設置、維持を目標としておりますが、今のところまだそこまで至ってない状況でございます。そういった部分もでございますので、現時点で利用が少ない、利用が見られない公園を廃止するかということに対しては、そのようにはまだ考えていないところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

目標が10平米ということで今現在8.9平米ぐらいというお話を聞いたと思います。1.1平米の差っていうのは、広さ的にはそうないかもしれないけど、全体を考えたら、大した広さになると思うので、その目標に近づけるように、廃止と私は申しましたけれども、今後の維持管理を含めながら、広げていきながら、利活用がしやすい公園になればと思います。次に安全管理なんですけれども、遊具の安全点検結果に基づいて、補修健全度

の判定調査を実施したのではないかと思いますけれども、本町の対象となる公園の現状、11公園の28基で遊具の安全点検などを行ったと、更新を行ったということでしたけれども、実際に100弱ある公園の中で、安全点検が必要だった公園、それがかなり劣化しているとか、そういう面も含めてどのような状況だったのか、まずお知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

昨年度、遊具の安全点検を行っておりまして、箇所数は60公園、遊具の数は139基の遊具を専門家の点検により行っております。その中で、使用禁止措置となった遊具につきましては4基ございました。そのうち、修繕などの対応を実施したものが2基、撤去を行いました遊具が2基でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この遊具の安全管理というのは、先程の同僚議員の答弁の中で「定期的に点検を行って、専門家による点検も行っている」ということだったので、この調査をしなくても、日頃からの安全確認はきちんとなされているものというふうを受け止めました。ただ、公園の遊具の安全管理なんですけれども、予防保全型の管理ということで、それが日頃からの管理に繋がるのだと思いますが、公園設備なども、より質が高く高機能な物が求められるようになってきたと言われていています。例えば遊びのバリエーションを組み合わせた複合遊具や、これだけではなくて、災害時に役立つかまどベンチ、そして防災トイレ、高齢化社会に対応して公園で健康づくりができる健康遊具など、現在の公園設備は実に多彩だなどというふうに、今回のこの質問するに当たって調べていたら思ったんですけれども。今後の遊具の在り方は、少子高齢化を見据えて町長が施政方針で述べられておられましたけれども「長与町健康のまち宣言」を進めるためにも、高齢者も利用できる健康遊具、これ3か所あるということでしたが、その設置は有効というふうに考えるんですね。また国においても「健康づくりのための公園の在り方を推進する」としているようです。で、新しい「さくら野公園」に背伸ばしベンチが設置されているということでしたけれども、これも地元の要望で設置したということでした。ここは新しく造った公園だったので健康遊具を取り入れることができた。しかし長寿命化計画の中では、目的の違う遊具は取り替えることができないとお聞きしました。ブランコだったらその目的に合わせてブランコ、滑り台だったら滑り台、そういうふうな更新の仕方しかやれないということなんですけれども、今、利用される方は、子どもに限らず高齢者も利用されていて年齢を問わないというところで、誰もが自分の体力に合わせてストレッチとか筋力アップが手軽に行えるように、高齢者の健康維持や増進のための遊具の設置が、結構全国的に調べてみたら至る所に設置されているんですね。多分九州内では北九州市が先進地だというふうに思

います。で、まずこの健康遊具を設置した場合の効果についてお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

健康遊具につきましては、高齢者が主に使われるのかなと思いますけれども、やはり健康遊具があることで外に出て公園でコミュニティを作ることができる、そういった心の豊かさを得ることができる施設になろうかと考えております。健康遊具の重要性につきましては理解をしているつもりでございますので、今後も地元の意見を聞きながら健康遊具、あるいは幼児が多い地域におきましては幼児の遊具、そういったものを考えながら今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

健康遊具の件でいろいろ調べていたら、いろんな自治体が、その有用性というか効果を認めて取り入れている所が本当に全国的に多くて、ただ先程言ったようにこの長寿命化計画の中では更新ができなくなると新設ということですよ。新設となったら、普通に考えたら一般財源になるのかなと思いますけれども。それと国交省のホームページを見て、新たな遊具の設置は新公園の整備のときにしかできないということですが、国交省の都市公園事業費補助は「地方公共団体等が行う都市公園の整備を推進する事業で、国が定める政策課題に対応して国が交付する個別の補助金と、地方団体がより裁量的に執行できる統合的な補助金で2分の1を補助する」と書かれてあったんですけど、これはどういうものか、もし御存じでしたら説明をしていただきたい。内容をお知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

都市公園事業費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つとして、都市公園の整備促進に使える交付金としてありますけれども、交付対象要件が大きく2つありまして、1つ目が面積要件、こちらが公園一件につき2ヘクタール以上の公園が対象となっております。2つ目の要件が事業費の要件となりまして、こちらは一か所につき2.5億円以上の整備が対象となってくるというものになりまして、この都市公園事業費補助金というのがどうしても規模的に大きな公園を対象としているものになりますので、住民の皆様の近くにある街区公園についてはなかなか適用が難しいというのが現状になっています。ですので、今長与町におきましては、都市公園事業費補助金よりも、一般的に採択要件が低い、ハードルが低い、まちづくり交付金であったり、都市再生整備事業交付金を利用しまして、百合野児童公園であったり、さくら野公園について整備を行い

まして、この整備に併せて住民の方々からの御意見を伺いながら、健康遊具の設置についても整備をしたところがございます。けれども、現在利用しています都市再生整備事業交付金につきましても年々その採択要件が厳しいものになってきているのが現状になっていきます。ですので、今後も公園の整備、もしくは健康遊具の設置につきましても、使える交付金の情報収集を行いながら検討を進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

詳しい説明ありがとうございます。インターネットで見ても、その内容まではなかなか把握できる状況ではないので勉強になりました。ありがとうございます。なぜこの健康遊具にこだわるかという、長崎市の黒崎永田湿地自然公園を皆さん御存じでしょうか。そこに行ってきました。湿地を利用した自然公園なんですけれども、ここの一角に高齢者向けっていうか健康に関心がある市民のために、健康遊具とそれを使ったストレッチの説明板、そういうものを一緒に置いて、公園機能の充実を図った整備をされています。公園遊具という先程も言いましたけれども、子どもたちを中心に考えてしまうんですけれども、本町の公園を見ても少子化の影響なのか外遊びをしている子どもたちはほとんど見かけないんですね。見かけるとしたら学童のそばだったりとか、団地内の公園は結構利用されているのかなとは感じますが、その逆で、健康のために歩いている住民を意外によく見られると思うんですけれども、それは私たちの年代を中心に高齢者も歩いて回っているな、健康に気を遣って頑張っているなというふうな感じでよく見かけるんですね。ということは、やはり皆さん健康の意識の高さっていうのが伺えるのかなと思っております。公園に健康遊具があることで、様々な年齢層の方が気軽に無理なく健康維持とか増進に取り組むことができるということ。そして、レクリエーションの場でもありますけれども、歩きながら立ち寄りの場として、さらにその利用価値が高まるものと考えられることから提案したいと思ったんですけれども、見解をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員おっしゃるとおり、遊具につきましては幼児、児童を対象としたものでございます。対しまして、健康遊具は幅広い世代の方が対象になるものだと認識をしております。そういうこともございまして、健康遊具を設置することで、より多くの方々に公園を利用しただけの機会が増えるものであらうと考えております。また、一方で、街区公園につきましても面積的にも小さい公園でございますので、今後の話ではございますが、全ての公園がそういう用途でっていうふうなことは難しゅうございますので、例えばですけれども、コミュニティ単位でちょっと大きなくくりで、そういう遊具の設置が可能かどうかにつきましても、今後検討なり研究をして進めていきたいと考えています。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

私も国交省の指針を読んだんですけれども、先程は健康遊具と子どもの遊具を一緒にしてはいけないというふうにおっしゃられていたんですけれども「子どもが利用する可能性のある健康器具系施設に関連するハザードに対する考え方を踏まえ計画設計する」というふうになっていたので、全てが一緒に作ることが駄目だということではなく、子どもたちは健康遊具とか、そういう物を利用しながら、自分の安全とか身を守ることとかを体感で覚えていくということも併記して書かれてありましたので、設置できる公園とか、今後街区公園とはいえ利用していない公園のリニューアルだったりとか、そういうことがあるときに新設するというふうになりますけど、考えていただければと思います。この健康遊具なんですけれども、実は、議員になって2年目、8年ほど前になるんですけれども、元看護師から要望されていたんですね。健康づくりが医療費に良い意味での影響が考えられるということと、その観点からも健康遊具の効果が期待できるというふうに私も今回の質問をするに当たっていろいろ調べて感じました。で、その必要性を、黒崎永田湿地自然公園を実際に見たことで確信に変わりましたので、今回この質問になったんですけれども。健康遊具7種類置いてありました。建設産業部の皆様におかれましてはお忙しい中ですが、そんな遠い所ではないので、視察に行かれたらどうかなというふうにも思います、休みの日でも良いですので。ちょっと見ていただければ、ああなるほどなって実感をしていただけるんじゃないかなと思います。ちなみに長崎市は、長与町の10倍の人口ですから公園数も多いかもしれないんですけど、市全体で47か所の公園に設置をしているそうです。それは混在している所もあれば健康遊具だけの所もあるということでお聞きをしました。子どもたちの安全性なんですけれども、これに関して怪我をしたりとかしたことはないのかということもお聞きをしました。で、先程みたいに擦り傷だったり、こけたりとか、そういう怪我はあっても健康遊具とか、遊具に関してもそうですけど、問題になるような怪我の報告は一切あっていないということなので、その点も含め、安全性が確保されたきちんとした遊具だと思いますので、検討をしていただきたいと思います。維持管理なんですけれども、場所を言わせていただくと西田児童公園なんですけれども、ここはほとんど利用されていません。上の公園は高齢者の方たちがゲートボールに使っておりますけれども、下の公園は西田児童公園と言いながらも、自治会も子ども会が消滅したというぐらい子どもがいないものだから、この児童公園は一切利用されていないんですね。ですから、利用していないからその管理を自分たちがしようかというところまで自治会の方の気持ちが至らないという、そういう場所は町内結構あると思うんですよ。使ってもいないのに維持管理をっていうところ。ですから、自治会との話し合いというのもいろいろあるかと思いますが、新しい取り組み方法をまた新たに考えられるのであれば、考えていかないといけないときのかなと感じております。次に、こ

れも重なったんですが、全天候型の施設に関して、今回が3回目になります。1回目は生涯学習の視点から、2回目が福祉の視点から、そして今回は建設産業部への質問をさせていただきたいと思います。先程は遊具についての質問でしたけれども、住民ニーズの点から全天候型の施設の必要性を理解していただければと思うんですが。以前も申し上げましたが、夏場になると高齢者のグラウンドゴルフは熱中症対策のために中止されます。9月ぐらいまで中止されているんですけども、片や町の政策としては健康づくりを進めていると。実際に、気候によっては外出を控えるなどの熱中症対策のための放送もあっていたりするので、そういう中で屋内施設と同様の機能を有する全天候型施設は、私が言っている施設は枠だけです。枠だけなんです。だから、ある程度利用が多い公園に枠を作って大きな日陰を作ってやる。利用することによって住民の利便性を高めるというふうな考え方で質問しているんですけども、建設産業部としての見解をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

全天候型の施設の設置につきましては、我々も利用者の利便性の向上に資するということでは理解をしているつもりでございます。ただ一方で、都市公園におきましては、やはり都市公園法の法律、施行令、それから町の都市公園の条例、そういった規定によりまして公園施設の建ぺい率、敷地面積に対する建築できる面積の割合のこととございますけれども、その建ぺい率が原則2%から4%程度ということで、面積の制約があるということもございます。先程、議員がおっしゃったとおり屋根付きの広場ですね、そういった物でございましたら、面積要件の緩和も一定あるんですけどもそれでも10%程度ということでありまして、既存の都市公園の中で整備をするのは、そういった面積の要件の関係からなかなか難しい面もございますけれども、町としましてもそういった利便性の向上というのは重要であるというふうに考えておりますので、今後、他の施設の情報等も収集をしながら、今後の町の公園の在り方についても参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。西海市の施設を、以前紹介をさせていただきました。西海市には7か所の全天候型の施設があつて、高齢者が2時から4時までグラウンドゴルフ、それ以降は、雨の日には近隣の中学校の陸上部が練習で利用するなど、十分に利用されている施設だなというふうに行ってみて思いました。ですから、こだわったように全天候型の施設の件を質問させていただいておりますけれども、この質問は第1回目の質問をしたときに、しばらくしてから球磨川の氾濫で多くの方が避難している様子がテレビで映し出されまし

た。そのときは本当に緊急の災害ですので、体育館の開設に合わせてって言ってもそこに入らなかった人たちがじゃあどこに居たかと言ったら、この全天候型の施設に避難をしておられました。で、ここには私が質問したときの所管の方はいらっしやってはおられませんが、町全体で横串を通してこの件を検討するに当たり、研究はもちろん、もう私3回目ですので、確認作業、そういうものも終わっていると思います。今後はしっかりとこの建設に向けての検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、しつこいようですけど、もし整備するとしたらどのような場所が長与町内では考えられるのかというのは、何かお答えできればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

前回の議会でも答弁させていただいておりますけれども、スポーツ施設でいえば、例えばイベント広場なり、今ゲートボールとかやっているかと思っておりますけれども、そことか。あとスポーツ施設の中で老朽化が進んでいる施設等ありますので、その更新を考えるときにまたその屋根付きの施設への転換も考えながら、今後研究を進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。あまりしつこく言うとあれなので、全天候型の施設の件は以上で質問を終わりますけれども、検討をお願いしたいというふうに思います。維持管理に関してちょっと戻るようなんですけれども、公園施設内のトイレの件で質問させていただきます。公園施設の老朽化が進む中で、やはり遊具とかそういう物は適宜更新を行っているというふうに思います。公園トイレの多くはやはり必要最低限の補修改修にとどまっているのかなと。延命措置を講じている、その程度での状況なのかなというふうに思います。で、住民の皆さんからは扉とか便器の周辺とかの破損とか、そういう補修が必要なんじゃないかとか、和式の便器で洋式に本当は変えて欲しいんだけどとかいう要望もお伺いしたりします。今既存のトイレの中には、設備の仕様が古くて現在の生活仕様やニーズに合っていないっていう所も見受けられるかと思っております。それに明るさとか見通し、そういう観点からも安全かつ快適に使用できない場所もあります。で、平成18年以前に設置した公園トイレの約9割が、バリアフリー新法並びに都市公園移動等円滑化基準に適合していないと言われております。さらに「公園の防災機能や魅力の向上に繋がる公園トイレの整備も求められる」と国交省の方もしておりますけれども、このような社会要請に対する機能の確保が課題となっているかと思っておりますけれども、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

現在町としては、老朽化した遊具の更新の方に注力をしておるところでございます。トイレに関しましてですが、設置から相当の年月が経過している公園も多数あるかというの承知しております。洋式便器への改修、また設備面の対応も必要であると考えておりますが、現在、トイレがバリアフリーに対応していない公園であれば、構造的な課題もあることから劣化状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

一般家庭でもトイレの改修は、10年ぐらいに1度は行われているということで、必ずしも和式を洋式にということではなくて、高齢者が使うときのことを考えて、手すりを付けるとかその程度で良いと思うんですね。トイレ自体がそんな汚くないのであれば。そういう面を考えながら見ていただきたいなというふうに思います。で、うちの自治会で、5年ほど前から自治会内の公園のトイレの改修を要望しておりました。そのときに、西田公園なんですけれども、完全に整備をきれいにしていただいたので、かなり予算が掛かってしまってトイレまでお金が回らなかったということで、所管の方には当時2年後、3年後までにはトイレの改修等、ぼろぼろだったのでそれを「どうにかします」ということでお答えをいただいております。ただ、要望しているにも関わらず、その後何の回答もなくそのままになっていたんですね。で、最近、高圧洗浄機できれいにしていただいたということなんですけれども、こういうふうな住民とか自治会の公園施設に関する要望は、ここに限らずいろいろあると思うんですけれども、どのように対応しているのか。こんな年月が掛かるのが普通なのか、そこはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

日常のちょっとしたトラブル、例えばトイレの詰まりに伴う清掃、また利用に問題があると考えられる要望につきましては、例えば先程議員の御質問にもありました扉が破れているとか、そういった部分については適宜対応させていただいております。今御指摘のありました洗浄につきましては、以前からも考えてはおったところではございますが、昨年度水道局の方で導入されたのを試験的に使わせていただいております。そういった部分もございまして、維持管理の面、掃除の面では新しいアイテムを利用してさせていただいております。トイレの大規模な改修、また更新につきましては、劣化状況等を把握したところで、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）



今明確に検討をするというふうにお答えをいただきましたので、そこにプラスしてお考えいただきたいことが、公園のトイレは、位置だったり、見通しだったり、明るさだったり快適性だったりとか、住民が利用するときが一番気になる部分だというふうに思いますけれども、これにプラスして防犯の観点ですよね。防犯の観点から周辺の草木が繁茂するなどして、外部から公園のトイレの視認性が悪い場所だったりとか、反対に外部から見え過ぎる例とか、そういうのも見受けられると思うんですけれども、そういう防犯対策に関する様々な課題も考えられますが、その点も一緒に維持管理、安全管理そういうものと含めてお願いをしたいなと思っておりますが、お願いばかりで申し訳ないんですけど、どうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

トイレの設置位置に伴いまして、例えば周りに木々とか草がということで視認性が非常に劣悪といいますか、そういったことで安全上好ましくない部分があるかと思っておりますが、木々につきましては伐採とか、そういったことで対応をしていきたいと。また、トイレの場所を移すのはなかなか難しい部分もございますので、今後の課題にはなるのかなと思うんですが、目隠し等そういった部分につきましては設置をすることで逆に視認性が悪くなるという部分も考えられますので、そこについては慎重に今後必要性、妥当性も含めたところで研究してまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

必要性というのは、住民からの要望とかもあるかもしれないんですけれども、やはり建設産業部の方が一番詳しいかと思っておりますので、全ての公園トイレを今日から1か所ずつでも見てくださいというようなことは申しませんが、何かあって公園を見たときに、ここの公園のトイレはっていう視点で見ていただいて、改善をお願いしたいと思っております。いろいろ質問させていただきましたけれども、現状の課題として街区公園については、多くの公園が似たような遊具を備えて、同じような機能を備えているというところで、また地域によっては公園の関心度がかなり低いというか、温度差を感じています。それは高齢者が多くて子どもが少ない地区、そういうものも含まれておりますけれども、やはり開発されてからかなり年月の経った地域は特に高齢化が進んで、子どもたちが遊ぶことのない管理のみが行われている公園が多く見受けられますので、近隣に利用の幅が広くて比較的大きめの公園があればなおさらのことだというふうに思うんですよ。となると、やはり街区公園に対しての関心は非常に低く、その管理状況が悪くなる結果、さらに利用されることが無いといった負のスパイラルになっていくと思っております。太政官布達っていうのを御存じかと思っておりますけれども、このときに公園制度が制定されてから約120年が

経ちました。公園自体の廃止と集約、再編の時期になっているのかなというふうに感じています。利用しない公共施設の有効活用ということも含めて、幅広い年齢層の利用しやすい公園、健康づくりを意識した公園を整備していくことに関し「長与町健康のまち宣言」を訴える町長の見解をお伺いしたいと思います。町長お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

公園の主な役割としては、多様性に富んでいると思いますけれども、良好な都市環境の提供であったりとか都市の安全性、防犯性の向上、あるいはレクリエーションの場の提供、またその交流の場の提供、そういったものが挙げられるのではないかなというふうに考えております。本町はコンパクトな町でもございまして、団地開発に伴い設置されました公園も多数ございます。そういったことから、公園の数はあるんですけれども、この数が課題かと言われると、ある程度適正に配置をされているというふうに考えているところでございます。それにつきましては、第10次総合計画の目標としております一人当たりの公園保有面積10平方メートルにまだ達していないということもございまして、またその公園の役割等も考えますと、公園の廃止については現在のところは考えていないという状況でございます。一方で、本町におきましても少子高齢化が進んでいるということも事実でございまして、昔10年前ぐらいと比較をいたしますと、年少人口は約2%程度の減ということでございます。それに対して老年人口につきましては8%以上増加をしているということから、こういった傾向は、今後も続くのではないかなというふうに考えております。以上のことから、公園に期待される役割というものは、これからもより幅広い世代に視野を入れて今後も考えていく必要があるし、そういった役割が求められるというふうに考えております。本町では子育てであったり、健康づくり、そういったものをまちづくりの柱に備えて施策を推進しておりますので、これからも引き続き具体的な対策について、そういった視点から検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今回の公園に対する質問は、健康づくりを柱に公園の整備というところが1つ観点がありましたので、縷々質問をさせていただいたわけです。最後の今の質問は、建設産業部のお考えというのは十分よく分かりました。ただこれに関して私が今質問した内容は、ハード面、ソフト面そういうことをもう抜きにして、健康づくりを意識した公園を整備していくことに関しての町長の見解と言いましたので、その点でお答えできることがあればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先般町民一斉清掃がありました。そのときに塩床の方から呼ばれて「町長ちょっと来て下さい」って言うんで、和三郎公園の上に公園があるんですよ、実は。さくら公園が。それは四駆じゃないと上がっていけないんですけども。上がって行ったら、草ぼうぼうで、桜が生い茂って。だけどそこをよく見ますと、ブランコがあったり鉄棒があったりしているんですね。それでその地区の方に聞きますと「自分が小さい頃はそこで運動会やったりとか、そこで花見をやったりした」と。「その頃はまだ桜が小木だったんで、ものすごく景観が良くて」っていうことだったんですね。それを聞いて「またもう1回そういったものを復活させようと思っているんですけどどうでしょうかね」ということもおっしゃっていました。それはまた非常に良いことだと思うというふうにお答えしたんですけれども、そういう形で公園というのは、時代を問わずずっと皆さんの心の中に焼き付いていっているものが公園だと、それは紛れもなく心のふるさとであり、心の余裕であり、そういったものではないかなというふうに思うんですね、公園というのは。したがって、時代が変わってきています。さくら野公園も一番新しい公園ですけども、また新しい公園も出来ます。そういったことを考えますと、時代と共に公園も、人間の進化と共にまた変わっていくことを常に心掛けながら、そして自治会の皆さん方と一緒にあって、何が必要なかということも踏まえまして、よく協議をしながら、町のいわゆる心の余裕づくりですので、よく話をしながら対処していきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

無理に質問したようで町長にお話をいただきましたけれども、今良かったと思います、その話をお聞きできて。ありがとうございます。公園の本来の持つ性質は、建設産業部長がかなり詳しいお話をしていただいたので、もう確かにそれだと思います。ただ、これまで以上の住民の憩いの場ですとか、ひいては町外からも利用者が訪れるような公園づくりというのは、地域づくりをするに当たってその拠点としての役割を発揮することが期待できると思います。今後検証を含め、考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩します。

（休憩 14時06分～14時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、八木亮三議員の①将来的な外国人との共生社会形成について、②補助金等の適正化についての質問を同時に許します。

1番、八木亮三議員。

## ○1番（八木亮三議員）

では早速質問に入らせていただきます。大きな1番、将来的な外国人との共生社会形成について。日本の人口は2050年には1億人を下回るまでに激減すると見込まれています。少子高齢化に歯止めがかけられない日本が今後も人口を可能な限り維持し、社会を持続させていくために最も現実的な政策は、より多くの外国人を受け入れ、共生していくことにほかなりません。社人研の推計では、本町の人口は2045年には約3万5,000人、2060年には2万8,000人と予測されているのに対し、本町は昨年策定した「長与町第10次総合計画」において、2045年に約3万9,500人、2060年に約3万7,000人という人口目標を立てておりますが、この目標に鑑みましても、本町も国際的な共生社会への移行は避けられませんか、また、避けるべきではありません。日本人も外国人も転機を迎えるこれからの新しい日本を生きていく世代が、そのような多文化共生社会に自然に意識せずとも理解と融和をもって適用していけるためにも、30年先、50年先を見据えて今から積極的に土壌形成していくことが大切だと考えますので、これについて以下質問いたします。（1）令和2年12月末時点の本町の外国人住民登録者数は162人で、同時期の人口の約0.4%ですが、前述の2045年、2060年の人口目標における外国人の占める人数、割合はどの程度になるか、予測していますでしょうか。（2）2013年に「多文化共生推進プラン」を策定した広島県安芸高田市のように、人口減少に危機感を持ち、地域社会の維持のためにも外国人の定住を歓迎し、日本人と外国人双方が理解し協力していける姿勢、体制づくりを今から行うべきだと考えます。町長も平成31年3月定例会の一般質問答弁で「町民が外国人と国際交流を深めており、そこに長与町の生きる道がある」との旨の答弁を行っていらっしゃいますが、改めて現在の町長の見解を伺います。（3）今後、外国人に「安心して定住できる町」として選んでもらう必要があると思いますが、そのための土壌、風土づくりは一朝一夕にはいきません。対外的な姿勢で近隣自治体に出遅れることなく、外国人への偏見、差別を許さない町であることを広く宣言する意味を兼ねて、差別的言動を禁止し多文化共生を推進する内容の条例を制定するべきと思いますが、いかがでしょうか。（4）例えばパートナーシップ制度導入について「町民の理解が深まってから」といった答弁を行いながら、その「町民の理解を深める」ための関連の講演、シンポジウムなどを開くことは特に行わないなど、本町は町づくりの姿勢や町の将来像を町民と共用するような意識改革や啓発に消極的だと感じます。今後の定住外国人増加を見越し、備え、町民と共に考えるために、多文化共生に向けたシンポジウムなどを主体的に開催すべきと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2番、補助金等の適正化について。自治体は公益に資する各種団体、個人に補助金、助成金を給付する場合がありますが、行政目的の効率的な実現のためにも欠かせない制度ではありますが、その原資は言うまでもなく税金ですので、その用途、目的は町民の理解を得られるものでなければなりません。行政が直接事業を行う際に結ぶ各種工事や製造、物

品購入などの契約においては、不正が発生しないように一定の金額以上のものは入札が原則であるなど、厳格な法的規制があります。補助事業者等が補助金を使って行う事業の委託や物品購入においても、万が一にも補助金が不当、不正な使われ方がされることのないよう、現行の要綱以上の何らかの規定を設けるべきではないかと考え、以下質問いたします。(1) 100万円を超えるような高額な物品の購入のための補助を行う場合でも、複数の見積りを取ることなどを補助先に課す規定が本町にはありません。補助先が恣意的に購入先を決め、利益を得るような癒着などが発生しないためにも、一定の金額以上は入札や見積り合わせを義務付けるなどすべきではないでしょうか。(2) 補助金の客観性、合理性を審査するために、他自治体にあるような補助金適正化審査会などを設置した上、定期的に審査結果を公表するというお考えはないでしょうか。以上答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、八木議員の質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1番目1点目でございます。人口目標における外国人の占める人数、割合はどの程度になるか予測をしているのかというお問い合わせでございます。長与町第10次総合計画における目標人口は、外国人を含む推計となっております。推計におきまして、外国人の占める人数、割合の予測はしておりませんが、全国的な傾向としまして、今後も外国人の入国者数が増加すると考えられていることから、本町におきましても、一定の外国人の方が居住されるものと考えております。続きまして2点目でございます。地域社会の維持のためにも外国人の定住を歓迎し、日本人と外国人双方が理解し協力していける姿勢、体制づくりについての御質問でございます。長与町におきましても、国際色豊かで多文化が共生するまちづくりを進めるため、長与町国際交流協会と連携をいたしまして、国際交流と多文化共生を推進しているところでございます。本町は協会の事務局を務めておりまして、食を通じて文化を知る「国際料理教室」、留学生等との国際交流を図る「ミカン狩り」、外国語を通して文化を学び理解を深める「語学講座」や「国際理解セミナー」などを開催してまいったところでございます。また、幼児の国際感覚を養い、英語にも親しみを持ってもらうことを目的に、町内の各保育園及びこども園で「英語で絵本の読み聞かせ会」なども実施をしています。引き続き、長与町国際交流協会と連携をいたしまして、日本人、外国人の区別なく、地域に住む仲間として共生できる社会を目指して取り組んでまいりたいと考えております。3点目でございます。外国人に「安心して定住できる町」として、外国人への偏見、差別を許さないまちであることを広く宣言するため、差別的言動を禁止し、多文化共生を推進する内容の条例を制定するべきではないかという御質問でございます。本町では、第10次総合計画におきまして「国際色豊かなまちづくりの推進」を掲げ、町における多文化共生の推進に係る指針としておりますので、議員に御提言いただきまし

た条例制定につきましては、特に現在のところ考えていないところでございます。今後も総合計画に基づきまして、町民を主体とした幅広い国際交流活動を支援、推進することで国際理解を深め、外国人への偏見、差別を許さない「安心して定住できる町づくり」を進めてまいりたいと考えております。4点目でございます。今後の定住外国人増加を見越し、備え、町民と共に考えるために、多文化共生に向けたシンポジウムなどを主体的に開催すべきだと思うがどうかというお尋ねでございます。コロナ禍におきまして、なかなか事業ができませんでしたが、今年度は6月に外国人と国際交流協会会員が世界のコーヒーを飲みながら優しい日本語で国際交流を図り、地域で共に住む仲間として繋がり、楽しく生活していくことを目的といたしました「ナガヨ・マチカフェ」を開催いたします。また、これまでも様々なテーマで国際理解セミナーを開催してまいりました。7月には多文化について認識し、文化や言葉の違いはもちろん、様々な違いについて改めて町民の皆様と考えていただく国際理解セミナー「世界がもし100人の村だったら」を開催いたします。今後もセミナーなどを企画し、長与町の皆様と多文化が共生するまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の1点目、一定の金額以上の補助金には入札や見積り合わせを義務付けるなどすべきではないかというお尋ねでございます。本町が取り扱う補助金には、国、県、他団体等の財源、及び補助金要綱等に基づき執行するもの、また、本町単独で補助を行うものなどがございます。特に町単独補助におきましては、町税そのほか貴重な財源で賄われていることから、公益に資する観点からその必要性を客観的に判断するとともに、町民の理解を得られる範囲のものである必要がございます。補助申請を行う側におきましても貴重な財源に基づく補助金であることは理解されておきまして、補助率、上限額など様々な規定がある中で、自己負担分を極力抑えるよう努めているようでございます。現在におきましても補助申請額の審査を行う必要性から、交付申請時に見積書等を求めるものも存在をしておきまして、このことは当該補助金に係る個別要綱の中で規定しております。議員御指摘の複数の見積りを徴収することにつきましては、必要に応じて交付の際に条件として付することは可能であると考えております。条件を付するに当たりましては、補助の目的、補助率、金額要件などが異なる様々な補助制度がございますので、慎重に検討する必要もあろうかと考えております。2点目でございます。補助金適性審査会を設置し、定期的に審査結果を公表する考えはないのかというお尋ねでございます。他の自治体におきましては、補助金の客観性、合理性などを審査する諮問機関の位置付けで、補助金の適正化を図る審査会が設置されている所もございます。本町におきましては、組織内部におきまして補助金の適正化に努めており、毎年度の事務事業評価や予算編成時のヒアリング、行革大綱における補助金の整理、合理化への取り組みに向けた見直しなど、継続的に取り組みを進めているところでございます。現時点におきましては、新たに審査会等を設置することまでは考えておりませんが、今後、必要性等につきましては、研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では再質問に入らせていただきたいと思います。本町は今後の人口目標、社人研の予測よりも多く見積もっているのに対して、外国人の割合は特に想定していないということですが、日本の人口が確実に減っていく中、特に生産人口が減って高齢化し、地域活動の担い手も不足していく中で、外国人住民に増加してもらう以外に、町が掲げた人口目標を達成して地域社会を維持するのに、どういう方法や計画を想定しているのかを伺います。つまり人口目標ですね、この目標達成をするのにどういう計画といいたいでしょうか、どういう方法を考えているかです。お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

人口減少対策に、これが有効っていうのはなかなか見つけきれない状況でございますけれども、今進めています施策を着実に推進することで、長与町の魅力を発信することで、移住であり、定住であり、そして少子高齢化対策であり、また、子どもを産んで育てたいと思っただけのような長与町にしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。もちろん国自体も人口減少対策のためにそういう少子化対策などやっているわけで、その上でも先程の社人研の推計では、もう人口は減っていくと出ているわけですから、現在の政策を進めるだけで、それが達成できるかっていうのは難しいんじゃないかなと思うんですね。最初の答弁で、外国人を含めて特に割合とか考えていないということでしたが、実際これは住民という大きなくくりで、外国人、日本人を区別してないという意味では非常に良いようにも捉えられるんですが、現実には目を向けていないのかなと言わざるを得ないと思はうんですね。今、日本の社会は、表向きはダイバーシティですとか多様性の時代と言われてはいますが、現実には、日本全体にですが、外国人や移民に対するアレルギーというか、そういうものがあって、まだ外国人に対してちょっとした恐れにも似た偏見や差別、そういう面を持っていたり、または共に社会をつくっていく住民ではなくて、いわゆる単なる労働力としか考えていなかったり、そういう面があることは否定できないと思はうんですね。この辺は歴史的に古くから様々な国籍や人種、宗教、そういった方々が交じり合って形成されている諸外国と比べると、やはりこういう多文化共生というのは、特に外国人が珍しくない都会と違って、地方の我々にとっては増えたときに、日本人の住民が増えたときと同じように、何の抵抗や違和感もなく受け入れられるかっていうと、現実としてはそうじゃないと思はうんですね。だからこそ行政の外国

人に対する支援体制のようなハード面と町民の意識を変えるというソフト面、両面で受け入れ体制を整えていかないといけないんじゃないかと思ひまして、今回質問をさせていただきます。そこで先程の人口目標についてもう一つ伺ひますが、現在長与町の高齢化率は約27.8%のようですが、先程の2045年の3万9,500人、2060年3万7,000人という目標について、そのときの本町の高齢化率の想定はありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

推計につきましては、令和2年度に改定いたしました長与町人口ビジョンにおいて65歳以上の割合を推計しています。2045年には34.19%、2060年には31.84%と推計しております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

日本の高齢化率が令和元年の統計では28.4%ということで、現在の本町の高齢化率と近いのかなと思ひますが、社人研の日本の高齢化率予測を見ると2045年で36.8%、2060年で38.1%なので、ちょっと低めではありますが、それでもやはり現在の27.8%から比べると、かなり高齢化が進むと予測されているということですよね。2060年に日本で現役世代1.35人で65歳以上の一人を支えるという推計に当たるんですが、これは社会保障費の負担という面だけでなく、介護職などで人手不足になるのはもう明らかだと思うんですね。国もそれを見越して2016年に入管法を改正して、外国人介護福祉士の在留資格を設定したり、今年度には特定技能2号に介護も含める方向で検討しているようですが、このように事実上、介護職を外国人に頼る体制づくりにも国が入っているわけですよね。これまでは本町には、現在の技能実習生制度に該当する業種はあまり多くないようですが、今後はそういう介護、福祉関係の業種に、こういった外国の人手が必要になった場合には、当然、本町も先程のとおり高齢化していく中、やはり外国人の担い手は増えると思われまふ。この点について介護保険課の方で、例えば何らかの予測や想定、そういった体制づくり、今後の介護福祉関係の業種に外国人が増えることに対する準備のようなものは何かされていますでしょうか。無ければ結構です。

○議長（山口憲一郎議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

介護人材確保の外国人の受け入れにつきましては、入管管理や在留資格等、国の法整備の中で法的整備を行っているところですが、長崎県におきましても介護人材確保のための取り組みとして、介護事業者向けに外国人介護人材マッチング事業を行っております。



あくまでも事業所とのマッチングにより結果として外国人介護人材の受け入れとなりますので、町独自としての対策は今のところ考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

マッチングということであれば、ある意味ではこれは現在のことですよね。今、人手不足している所とそういう外国人の働き手をマッチングさせるということだと思っているので、先程から申し上げておりますとおり、外国人は、必ず増加を受け入れなければ社会が維持できないというような状況になると考えられますので、介護保険課におかれましては、高齢化が進むということは既存の介護福祉事業所だけでは足りなくなる。これから当然長与町などにもそういうサービス事業所は増えると思いますので、既存の所もちろんなんですが、これから新しく開業されるような事業所に、20年、30年先の高齢化率なども見据えて、外国人人材の受け入れなどに対してどういう計画を持っているかとか、そういったのを確認や指導をしていくべきじゃないかと思うので、これについては考えていただければと思っております。ただ私は現在の外国人技能実習生制度に対しましては、人権侵害や搾取、法令違反などが常態化している現代の奴隷制度とも言えると思っておりますので、これ自体は積極的に推進すべきとは思っていないんですが、この制度の有無に関わらず、社会の維持のために何らかの制度で、さらに多くの外国人の日本への移住定住は必要だと思うので、その上で質問をさせていただきました。次に、国際交流協会についての御答弁いただきましたけども、本町に限らず全国的に国際交流協会というのは、本町でもおっしゃった料理教室であったり、交流、語学教室のような、ちょっと言葉が適切かわかりませんが趣味の域というか、そういったサークルのような活動にとどまっていると思うんですね。それが悪いということではなくて、現在はそういう組織活動だと思うんですが、一部の外国の文化などに関心のある住民の方が、そういう文化や外国の方と触れ合うという活動が中心になったと思うんですが、これも有意義だと思いますし、続けていただければとは思いますが。私が申し上げているのは、外国人の住民が増加することによって、一部の人ではなく、より多くの長与町民全ての人に多文化交流を理解して進めていく必要性、もしくは逆に定住してくる外国人に日本人住民と変わらない、自治会のような地域社会の参加や貢献を求めたり、そういったより深い役割を担う窓口が必要だと思うんですね。国際交流協会は事務局が政策企画課ではありますが、あくまで民間の組織で先程のような活動を行っているところですので、そうではなくて外国人住民の受け入れといった、様々な課題が発生する、これに対して政策として今のうちから長期的に取り込むために、多文化共生というか、外国人の定住に関わるあらゆる手続きであったり、支援を行う、そういう部署を設置すべきではないかなと思うんですが、その辺りは必要性というのはお感じになられますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

先程の答弁と少しかぶるんですけども、政策企画課におきましては「国際色豊かで多文化が共生するまちづくり」を進めております。その中で、国際交流協会と連携して国際交流等、多文化共生を推進する各種事業を行っております。また小学校におきましては、英語科が始まりALTの先生などと楽しく学習を進めており、夏休みにはイベントなども開催しています。子育て支援センターにおきましては、外国人のパパ、ママなどとの交流事業も開催しております。こういう全町的な取り組みを進める中で、多文化が共生するまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。今そういう担当部署まで置く必要性は感じていらっしやらないということかなと思うんですが、もちろん今はそうでも今後外国人の住人が増えてきたなというのを、例えば町として実感としてあったりですとか、一定あれば是非早めにそういうのも検討していただければと思います。次に（3）の質問について、この通告で申し上げたかったのは、いわゆるヘイトスピーチ禁止条例のことなんです。類似のものが幾つかの市町で制定されていますけれども、中でもヘイトスピーチに罰金を科す日本初の条例として注目を集めたのが、令和元年施行の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」でして、これは道路や公園その他公共の場所で、拡声機やプラカードなどを使用して住んでいる地域からの退去を求めたり、危害を加えることを煽動したり、著しく侮辱したりすることを禁止するもので、外国人に限らず障害や性的指向、宗教、人種など、そういった主にマイノリティと言われる方々の人権全般を守り、差別をなくす趣旨のもので、行政の使命や姿勢を明確にした大変すばらしいものだと私は思っております。本町も同様の条例を作れば安心して暮らせるようになるという人こそいても、差別禁止、ヘイトスピーチ禁止する条例があったら困るという人はいないと思うんですね。長与町も人権冊子を作ったりして広報や啓発活動をされていますが、最も強く住民に町の姿勢やまた住民の責務を訴えられるのは条例だと思うんですね。先程のとおり定住外国人の増加に限らず、何らかのきっかけで外国人やその他、マイノリティを排斥するような言動をする個人や団体が現れてから条例を作るのではなくて、長与町はそういった言動はもう許さない町なんだぞという姿勢を今のうちから作っておくべきと思ひまして先程提案したわけですが、どうでしょう、改めてその必要性、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

議員のおっしゃっているアプローチとは違うんですけども、本町におきましては多

文化共生の推進ということで、これまでも様々なテーマで国際理解セミナーを開催するなど、第10次総合計画を指針として多文化共生を推進してまいりました。現在のところ議員御提案の条例制定につきましては、考えていないところです。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

パートナーシップ制度のときもそう申し上げたかもしれませんが、私は人権のための施策を町のPRなどのために使おうという意図は一切ありませんが、ただ事実上ほかの自治体に先んじてそういった町の姿勢をはっきり示す、差別などを許さないまちというような条例化などを行うことによって、町の姿勢といったものが結果的にはより知られる。先程のとおり、外国人に限らず移住定住のきっかけや増加に繋がるのではないかと考えておりますので、是非検討いただければと思います。先程の御答弁の中でも幾つかそういうセミナーを行っているということでしたので、4番については再質問ではないんですが、大きな1番の最後に、町内在住の外国人向けにリビングガイドブックという生活情報ガイドブックが作られていると思うんですが、現在確か英語、中国、韓国語の3か国語分だけだと思うんですね。本町在住の外国人はベトナムの人が一番多いということで、次いで中国、韓国の方のようです。日本全体では令和2年6月の時点ですが、中国の方が約78万人と最も多く、韓国人とベトナム人が約42～43万人でほぼ同数、次いでフィリピン人、ブラジル人となっているようです。ブラジルは日本とも歴史的に繋がりが深い国でもありますし、日本にも一部ブラジル人が多く住んでいる地域もあつたりもして、今後恐らくベトナム人、フィリピン人、ブラジル人が本町でも増加するのかなと考えております。そこでこのリビングガイドブックですが、ベトナム語、それからフィリピンの方、タガログ語ですかね。ブラジルの方のポルトガル語、こういった言語で作成をして、例えば印刷して配布するとなると、またコストが多くなると思いますので、翻訳版をまず作って長与町のホームページや先程の国際交流協会のホームページなどで発信して、そういった言語を使われる国の方々にも目に止めてもらう。長与町は、こういうところまで配慮しているんだなとかですね。実際にそれを読める言語であれば、読んで長与町がどういう町か知っていただけたらと思うので、その翻訳版を作成してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

御提言ありがとうございます。本町におきましては、ホームページを多言語化対応とするなど、そもそもシステム自体を多言語化対応するというところで進めてまいりました。ただ、今後ベトナム人とかフィリピン人とか増加が見込めますので、以前も大学に御協力いただきながら作った経緯がございますので、そちらの方ともまず協議して、なるべく作れ

るように検討したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

是非検討していただければと思います。これで大きな1番についての質問は終わりますが、今回の質問に当たって、外国人の受け入れの必要性や多文化共生の重要性を書かれた書籍、私も何冊も読んでみたんですが、やはり日本人の中にある外国人のことを外人と呼んで区別するような、こういうメンタリティを取り払うっていうのは簡単にはいきませんし、新型コロナ感染症など何が起こるか分からない時代で、多様性の時代を超えて不確実性の時代とも呼ばれているということで、どの本にも正解は書いてないんですね。ですが、私は先程から申し上げているとおり、こういう世の中になっていくんじゃないかと思っております。町長が覚えていらっしゃるかわかりませんが、私が3年前に当選後初めて行った一般質問で、新図書館について質問させていただいたときに、町長は「まちづくりは一朝一夕にはいかない」と御答弁おっしゃったんですが、この3年間で私もそれをようやくというか、痛感いたしましたところで、こういったもっと何十年も先を見据えた町の方針、指針を今から考えていくことが大事だと思っております。町としても外国人、先程のとおり移民アレルギーといいたまいますか反発もあるテーマですが、是非メリットを考えて、今ではなくとも、もし今後その必要性を感じたら、直ちに必要な施策を実施していただきたいと思っております。

次に、大きな2番、補助金についてですが、これ令和元年に東京の西荻窪商店街が約5年間、領収書の偽造や協賛金の未計上などの手口で補助金を不正に受給した問題が明らかになって、区からの補助金の2分の1を補助していた東京都に、杉並区が5年間分遡った全額と違約加算金を加えた額を返還することになった上、区長と担当者が減給処分になったということがあって、ニュースにもなりましたので御存じかと思いますが、この事件を受けて、杉並区は当然再発防止策を策定したそうです。例えば補助先に補助関係書類の5年間保存を義務付けたり、職員に簿記の研修を実施して審査のレベルを上げたり、その他たくさんの方策を行うように現在ではしているとのこと。以前も随意契約の公表についての一般質問をさせていただいたときに申し上げましたが、不正が起こってから再発防止するのでは、私は遅いと思うんですね。地方自治にとって、住民の信頼を得ることは大変重要かつ簡単ではないということは、皆様の方がよく御存じだと思いますが、一度無くした信頼を回復するのは非常に大変で、そもそもそういった不正が発生する余地を与えないことが大事だと思うんですね。例えば先日4,600万円ほどの給付金ですかね。1人の住民に誤って振り込んだ。これは不正ではなくミスですが、いわば不祥事ですね。この不祥事でこの山口県の阿武町という人口3,000人ほどの町だそうですが、一夜にして全国にその名前が知られたわけですね。悪い意味で名前が知られた。こういったことってやはり住民にとって非常に恥ずかしいことだと思いますし、行政に対する信

頼が一気に地に落ち、回復するのは非常に難しい。ですので、こういうことがないようにというのもあって質問しておりますが、そこで再質問なんです、基本的なことの確認、先程御答弁で現在の町の対策、体制等を伺いましたが、現在の本町の補助金の運用方法や交付規則等で十分だと考えていらっしゃるかどうか。つまりそういう不正受給などが起きる余地はないと断言できますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

現在の補助金要綱ですね。それと補助金等交付規則、これで一定補助金の交付に関する事務執行は、要件を満たしているというふうに理解をしております。ただ議員のおっしゃる断言という件につきましては、答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。断言していただきたいところでありますが、実際には人間が行うことで難しいかなというのは重々承知しておりますが、だからこそ万全を期すというのが大事ではないかと思ひまして質問しておりますが、長崎県には、長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱というのがあって、この中に、随意契約によるうとするときは3人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし「予定価格が、工事又は製造の請負なら250万円、物品購入は160万円、その他100万円以下の場合は2人以上、30万円を超えない場合は1人の者の見積書をもって代えることができる。」という規定があるようなんですね。補助金交付で行う福祉施設整備事業については、これを交付の条件としている。これは社会福祉施設に特化した規定の要綱なんです、これは、私は皆様からの税金である補助金の在り方として当然だと思うんですが、先程御答弁で、複数の見積り等を出してもらうことも可能であるということだったんですかね。可能であるということですが、これを義務付けること。そういう幾ら以上とかっていう条件をもちろん付したとして、それを義務付けるような規定にすることに何か問題がありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

義務付けるといいますか、補助金の交付に際して相手方との契約において、現在は規則の中で、条件として付することができるようになっております。これは補助金の形態、目的、性質、様々によって、一概に義務付ける、一定の要件を付けるというのは大変難しゅうございます。補助金ごとに沿って条件を付すというような形が、一番望ましいのかなというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。行政の契約事務においても基本は原則は入札。でも随契がこういうときはできるというふうに条件を付けてその時々ではできると思うので、そういった形で原則としては、そういう複数の見積りを義務付けて、条件によってはみたいな感じでも良いと思うんですね。なので、そういう条件によって入札や見積りをとということよりも、それをむしろ原則として、条件によっては例外もという方が良いのではないかと思うんですが、この辺りはもし必要性を感じていただければ御検討いただければと思うんですが。1点、長与町の監査基準を読ませていただきましたら第2条の3に、財政援助団体等監査という項目があって、補助金、交付金等の財政援助を与えている団体が、財政的援助等の目的に沿って行われているか、監査すること。という主旨が書いてあったんですが、ということは、長与町の監査は、町が補助金を交付した団体全ての補助事業について、監査していると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩を閉じて会議を再開します。

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

監査におきましては、監査委員の視点におきまして対象となる補助金の選定を行いながら、抽出した中で監査をされているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

監査基準のこの条文を読むと、全ての補助事業を監査するように読めるんですが、現在のところはおっしゃったとおりということですね。この件に関しては今後も詳しく話を伺いたいと思いますが、いずれにして監査そのものももちろんしっかりと行われていると信じておりますが、それでもやはり人が行うことにはヒューマンエラー、うっかり見過ごすというようなこともあり得ないとは言えないと思うんですね。そこで、補助金を交付した事業については、例えば一定の金額以上のものだけでもホームページ等で公開してはどうかと思うんですね。例えば、どここの団体やコミュニティであったり、その補助金によって、こういうものを購入しましたよとか、こういうことをしましたよというのを開示することで、本来そういう補助金の使途や実際に適正かというのを確認する。執行部や我々議会が見逃すというか目が届かないような、例えばホームページで公開したのを見た町民から「この団体はこういう事業は実際に行っているように見えない」とか「こ

ういうのを買ったと書いてあるけど買っているの見たことない」とか、そういういわゆるオンブズマン的な、監視のようなものを行っていただけるんじゃないかと思うんですね。そういった通報によって、もし不正な受給があれば分かるんじゃないかと思うんですが、そういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

議員のおっしゃる監視機能を持たせるための公表という視点では、私どもは思っておりませんで、公表に関して、この件は研究していくような話で御理解いただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

補助金というのは、当然、補助先も別に悪いことしているわけじゃなくて、むしろこちら行政目的を達成するためにやっていただいているということでもありますが、同時に補助先は、補助金をちゃんと公正に受け取ってやっているわけですから、公表して悪い、困るということは、まずないはずなんですよね。もちろん細々何万円とかっていうのまで書き出すと切りがないかもしれませんが、先程のとおり一定の大きな金額であったりってというのは、公表することは何ら不都合はないと思うので、是非検討いただければと思います。最後に不適切な補助金等の交付があった場合は、後々発覚したら当然、返還してもらおうことになると思うんですが、そういった事例はちなみに本町ではあるんでしょうか。あるとしたらどの頻度でというか、例えば過去5年ぐらいでも、そういうことがあったのかとってというのは、分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

調査の方をかけておりませんので、申し訳ありませんが過去5年とかいうスパンでのお答えできませんけども、私の知る限りではそういったことは無かったように記憶しております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん無いに越したことはないわけですが、万一そういったことがあった場合に、例えば福岡市は、補助金交付規則で不正な補助金の返還をしてもらった場合に、補助金受領日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の加算金を納付しなければならないと定めているんですね。こういった罰則的な規定があるだけでも、そういう規定がないより

は不正の抑止効果になると思うんですが、こういう具体的な数字というか、規定を設けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

確かに違法性があるものとか目的外の用途での活用、こういったものに関して制限をつけた中で、こういった罰則は一つの有効な手段であるかなというふうに理解いたします。この辺につきましても併せて検討していきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。繰り返しになりますが、こういった不正等っていうのは、起こってからではやはり遅いと思いますので、もちろん様々な制約があると思いますが、是非見直しを今後でも行っていただければと思います。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時25分まで休憩します。

（休憩 15時11分～15時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、堤理志議員の①ジェンダー平等と性的マイノリティについて、②物価高騰への対応についての質問を同時に許します。

11番、堤理志議員。

○11番（堤理志議員）

質問に入る前に1か所、字句の訂正をお願いしたいと思います。通告書の大きな2番の物価高騰への対応のところです。この最初の行に「外需頼みの経済構造」とありますけれども、精査したら意図と違いますので、ここを「産業の空洞化」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは質問いたします。1点目、ジェンダー平等と性的マイノリティについてです。国連は、持続可能な開発目標「SDGs」を掲げております。日本もこれに呼应し、あらゆる人々の活躍や女性活躍の推進を掲げております。本町の総合計画においても、これらSDGsでの取り組みとの整合性を図ることが求められているとしています。男女の性差による固定観念は、幼少期からの生活習慣により私たちの脳裏に深く刻まれており、最新の考え方にアップデートするためには、意識的な努力が必要と思います。また、性的マイノリティについては、性同一性障害という言葉に象徴されますように、性別違和は「疾病」「障害」として扱われてきましたが、国際的な人権基準の発展や医学の進歩の流れの中、



性自認の有り様を病気と見なす病理モデルから、本人の性自認の在り方を重視し尊重する人権モデルへの移行が進んできました。住民に一番近い地方公共団体は、こうした差別、偏見を払拭する先頭に立つべきだと考えます。そこで、本町のジェンダー平等への考え方と性的マイノリティの人々が、人として尊重され自分らしく生活すること、多様性を尊重し合う仕組みづくりに努めているかについて質問をいたします。1点目、ジェンダー平等と性的マイノリティについての町の基本的な考え方をお伺いいたします。2点目、SDGsとの整合性を図るためにどのような取り組みが行われ、また、今後どのようなことを実施していこうと考えているのでしょうか。3点目、ジェンダー平等を実行する指標の一つとして、意思決定に関わる女性の割合や管理職登用の割合などが挙げられるケースがあるようですが、本町の状況はどうなっているのでしょうか。また職員の新規採用時点での男女の割合もあれば、どうなっているかを伺いたしたいと思います。4点目、パートナーシップ条例を制定する自治体は増加の一途をたどっております。パートナーシップ制度を導入した場合の当事者のメリットは、どのようなことがあると捉えているのでしょうか。5点目、社会教育、生涯学習の場での啓発活動、取り組みは何かされているのでしょうか。6点目、学校教育の場での学習、教育活動は、どのような取り組みがされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな2点目の物価高騰への対応についてお伺いをいたします。現在、円安、産業の空洞化、世界情勢など、様々な要因で物価が高騰し、専門家からも今後も予断を許さないとの指摘がっております。物価高騰は、消費への影響のみならず、例えば、農業資材、肥料原料の高騰は農業経営に直結するなど、多方面に悪影響を及ぼす可能性が考えられます。このような中、町として可能な対策を講じる必要があると考え、以下を質問いたします。1点目、町として、物価高騰に対応する施策を打つ考えがあるのでしょうか。2点目、食は全ての経済の基幹であるため、農業分野の資材、肥料高騰への対策、対応が必要と考えます。対応策を検討する考えはあるのでしょうか。3点目、保育、学童保育など、児童福祉への支援が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。4点目、学校教育現場での給食、栄養の確保と給食費高騰を抑える施策が必要と考えますが、見解を伺います。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、堤議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目5点目、6点目と2番目の4点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、そのほかの質問につきましてお答えをいたします。まず1番目1点目でございます。ジェンダー平等と性的マイノリティについて、町の基本的な考え方についてのお尋ねでございます。ジェンダー平等とこの性的マイノリティに関する課題につきましては、議員御指摘のとおり社会的性別による役割分担や、とりわけ女性

であること、また性的マイノリティであることによって、偏見や差別、格差や不平等な扱いがあることは大きな課題の一つであると認識をしております。また性的マイノリティにつきましては、各種調査が出ておりますけれども、8から10%の方が性的マイノリティに該当するという結果も出ております。本町におきましても、人口の約1割の方が該当するという認識の下で、行政運営を行っていかなければならないと捉えておるところでございます。多様性を理解し、受け入れ、認め合うことができること。女性が経済的にも自立し、あらゆる分野に参画すること。性差や性的マイノリティであることを理由に差別されることなく、全ての人々が自分らしく生活していけるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えております。2点目でございます。SDGsとの整合性を図るための、これまでの取り組み内容と今後の実施予定内容についての質問でございます。SDGsとの整合性につきましては、目標5に掲げる「ジェンダー平等を実現しよう」という目標におきまして、長与町第3次男女共同参画計画が対応しているものと認識をしております。計画では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を基本理念としておりまして、4つの重点目標と28の具体的な施策と24の指標を掲げて推進を図っているところでございます。今後も男女共同参画社会の実現に向け、行政運営の様々な場面におきまして、男女共同の視点に基づいた取り組みを進めるとともに、家庭や地域における男女共同参画の重要性を広く周知をしてみたいと考えております。性的マイノリティに関しましては、これまで人権啓発活動の一環としまして、広報やホームページによる啓発や人権擁護委員による相談、人権に関する講演会の案内、全職員向けの研修やアンケートの実施、当事者団体との意見交換などを行い、性的マイノリティについて認識と受容に努めてきたところでございます。今後は職員をはじめ地域の支援者向けの研修会開催や、相談窓口の強化を図り、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、住民向けの意識啓発や理解促進に向けた取り組みにつきましても強化をしてみたいと考えております。3点目でございます。意思決定に関わる女性の割合や管理職登用の割合、新規採用職員の男女の割合についての御質問でございます。意思決定に関わる審議会等の女性委員の割合につきましては、令和3年4月1日現在で31.5%となっております。53の各種審議会のうち、18の各種審議会におきまして女性の割合が40%を超えているところでございます。女性管理職登用の割合につきましては、令和2年度が27%、令和3年度が29.4%、令和4年度が27.8%となっております。また新規採用職員の女性の割合につきましては、令和2年度と3年度が33.3%、令和4年度が16.7%となっているところでございます。続きまして、4点目のパートナーシップ制度を導入した場合の当事者のメリットについてのお尋ねでございます。制度を導入した際の当事者のメリットにつきましては、パートナーの関係が公的に認められることで、家族に近い形でサービスが受けられる可能性があることと捉えております。自治体や民間によってサービスの導入は異なりますが、例えば公営住宅の入居申し込みができたり、住宅ローンの利用や

生命保険の受取人指定が可能となったり、クレジットカードや携帯電話の家族サービスが受けられたり、病院では家族として病状説明や手術の同意が可能となることなどが期待されております。またパートナーと認められることで、共に生きていくことを実感し、幸福感が得られたり、精神的関係性が強くなることなどもメリットの一つではないかと捉えております。

続きまして大きな2番目、物価高騰への対応ということでございます。1点目が、物価高騰に対応する施策ということでございますけれども、我が国の経済は、原料や穀物等の価格が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原料等の物資の安定供給が滞り、今後コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況でございます。このため、直面する物価高騰による状況を踏まえ、必要な対応につきまして検討を進めているところでございます。対応の一つとしましては、今議会に予算計上しております長与プレミアム商品券発行事業につきましては、40%のプレミアムを付けた商品券を販売することで、消費への影響を少しでも抑えるべく住民の皆様の消費喚起、及び町内商工業の下支えを図ってまいりたいと考えておるところでございます。また店舗リフォーム事業につきましては、事業構築におきまして、補助率を20%から50%へとかさ上げし、改修工事を伴う省エネ機器への買い替え等にも対応することで、事業者の支援を行ってまいります。併せまして、5月に国から「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援徹底についての要請が官民金融機関にあっておりました。町が一部認定を行っているセーフティーネット貸付につきまして、制度の周知を図るとともに、手続きの迅速化に努めてまいりたいと考えております。2点目でございます。農業分野の資材、肥料高騰への対応についての御質問でございます。本町の基幹産業である柑橘栽培用の被覆資材といたしまして、マルチシートの価格が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と比較しますと、35%程度上昇をしております。マルチシートの素材は、新型コロナウイルス感染症の防護服の素材として活用されていることから、世界的に品薄状態となっておりまして、農業者が入手困難となっている状況でございます。現在農協では、代替品の被覆資材の販売も行われているようでございます。本町では、農業者に対しマルチシート購入費の6分の1の補助を行っているところであり、補助率の妥当性につきましては今後の状況を注視してまいりたいと考えております。また柑橘用の肥料価格につきましては、令和元年度と比較すると5%程度上昇率となっております。肥料の主要輸出国が輸出量を制限したことによりまして、農協では肥料の調達先を一部変更するなど、例年並みの原料を確保する方針でございます。現状では、肥料価格の大きな価格上昇は見られないことから、今後の状況を注視してまいります。このほか、柑橘苗木価格につきましては、令和元年度と比較しますと20%程度価格が上昇しておりまして、農業経営を圧迫しておるところでございます。本町では今年度から柑橘苗木購入の補助率を4分の1から3分の1にかさ上げいたしましたので、将来の収益向上に向けた改植が進むことを期待しております。続きまして、3点目の保育、学童保育など

児童福祉への支援についてのお尋ねでございます。保育所や学童保育への運営補助金は、国の補助単価が年々増加をしておるところでございます。またコロナ関連の補助金につきましても、今年度も引き続き給付を行っておりまして、安定した運営ができていると考えております。物価高騰は、今後保育所等の運営に影響を与える可能性も考えられますが、現時点では、児童福祉施設への支援については特段考えておりません。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

堤議員の御質問にお答えいたします。1番目、ジェンダー平等と性的マイノリティについての5点目、社会教育、生涯学習の場での啓発活動と取り組みについての御質問でございますが、本町におきましては、ジェンダー平等及び性的マイノリティを含むあらゆる人権意識の啓発を図るため、家庭教育学級による情報発信を行うほか、人権作文や標語コンクールの開催、あるいは人権をテーマとした公民館講座の開催や町独自で作成した「ながよ人権12か月」を配布するなど、人権教育の充実に努めております。また、これまでも「差別意識に関すること」や「誰ひとり取り残さないまちづくり」また「性教育」などをテーマに講演会等を開催するなど、人権意識の啓発を図ってまいりました。御質問のジェンダー平等と性的マイノリティにつきましても、平成29年2月に「セクシャリティを超えて～多様性が彩る未来～」と題し、性的少数派をテーマにした講演会を町民体育館で開催したところでございます。今後も個々の能力が生かされ、全ての人が生きやすい社会を目指し、あらゆる人権について意識の高揚が図られますよう、その啓発に努めてまいります。次に、6点目の学校教育の場での学習、教育活動の取り組みの質問であります。学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法に則り、発達段階に応じて、個人の尊厳や男女平等に関する教育の充実に努めております。内容的には、社会科、家庭科、道徳、特別活動などにおいて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性を指導するとともに、教育活動全体を通じて、人権の尊重や男女共同参画に関する理解を深めております。また、文部科学省から平成27年4月に通知されました「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」並びに、その1年後に教職員向けに示された「性同一性障害や性的指向・性自認への対応等」では、児童生徒への相談体制の整備や充実、医療機関との連携、学校生活への支援、配慮について示されており、各校で可能な対応を進めているところでございます。

最後に、2番目の物価高騰への対応についての4点目です。学校教育現場での給食、栄養の確保と給食費高騰を抑える施策の御質問でございますが、現段階におきましては、野菜や肉類といった食材価格の著しい高騰は見られません。栄養教諭を中心に献立に工夫を凝らしながら、現在の給食費の中で必要とされる栄養の確保に努めております。しかしながら、今後、食材費が高騰する場合は、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金を活用し、価格の抑制を図りたいと思います。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

では1番と2番については大体関連をしておりますので、まとめて再質問をさせていただきたいと思います。ジェンダー平等とかLGBTというものがこのところ大きく取り上げられておりますけれども、大きく取り上げられるその根本に何があるのかということ考えたときに、人として当然あるべき権利が不当に侵害をされることとか、これに我慢を強いられてきたというような人々が、一つは声を上げるようになってきたのではないかと。少数者だから、昔からそういうふうなしきたりだからということで排除してはいけない。いろんな方々がいる、多様性があるということをもっと尊重しないといけないという、そういう世論が今高まってきているんじゃないかと思います、背景にはですね。その上で町の総合計画を見ますと77ページに「男女共同参画社会の実現」というところがあって「現状と課題」という下の方に囲みがあるんですけども、ここを見て私も再認識をさせられたんですけども、この中で「現在の社会における男女の地位」というグラフがありました。これは生活のいろんな場面ごとに「男性優位」ですか、「平等」になっていますか、「女性優位」ですかという町民の意識の割合を示した棒グラフがございました。そこを見て私もあっと驚いたのが、各生活の場面ごとですので家庭であるとか職場である、それから行政方針の決定の場、それと慣習しきたり等、こういう項目を見ますと、男性優位というのがもう明らかに顕著なんです。約6割、7割というところで、それが平等にやられていますよと答えた人は3割とか2割とかですね、明らかに顕著に表れている。これは男女共同参画計画の中で行われた町民へのアンケートの集計結果を基にしたものなので、やはり町民の中ではこういったところでは、まだまだ男女平等とは程遠いなということが明らかになったんじゃないかと思います。そして私はこれを見たときに、町としてこれからこれらの項目で、極力「平等」であるという回答をする人の割合を増やしていくのが、町が目指すべき方向性じゃないかというふうに考えていますけれども、町も同じ認識なのか。ついでですので、それをどのような手法で具体的にやっていこうかと考えているか、もしあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

男性優遇と感ずる社会の解消、平等と認めていただけるような取り組みについてですけども、やはりこれは、性別に基づく固定的な役割分担の意識を変えるということが大切だと思っております。女性に偏りがちな家庭生活においても、家族が互いに尊重し合いながら、家事、育児、介護などに取り組むことが大切だと感じております。政策企画課で

は、男性料理教室、パパママ学級、介護学習会などを開催しております。また、今年度は職員研修、そして町民も含めた研修も計画しております。今後とも男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。そういったことが大事だということで、今後も力を入れていくお気持ちがあるんだというところで理解をしたいと思います。それと、私も今回の質問を作る中で提案を考えたのが、長与町としてジェンダー平等の意識を促進する施策として、一つは町の契約のことなんです。町の契約といいますと入札とかリース等々ありますけれども、こういった町の契約に対する参加募集等の際の評価の中で、それぞれの職場の中でジェンダー平等に対する取り組み状況はどうなっていますか。例えば、男女の賃金格差の解消に努力しているとか、もう既に取り組んでいるとか、そういったような設問をして、そういった所に対しては、やはり努力されている所は認めて、それを町が評価して加点するというようなことが可能じゃないかなと考えたんですけれども、こういった点を検討できないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

長与町では、工事及びコンサルタント業務については指名入札制度を行っております。またそれ以外の業務につきましては、一般競争やプロポーザル方式によって行っているんですけれども、このプロポーザル方式の中に、評価項目を定める部分に結構自由に設定できる部分がございます。そこら辺に今御提案いただいた件については盛り込んでいくとか、そういった研究はしていきたいなと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。特に建設関係で言いますと、当然技術力があるかとか有資格者がどうかとか、調達力があるかっていうのがまずは基本ですが、それにプラスアルファして、今言ったようなことをやることによって、地域とか地場産業の中でのジェンダー平等に対する意識付けが促進されればというふうに思いますので、是非検討をしていただきたいと思います。次の質問なんですけれども性的マイノリティの問題ですね。ジェンダーじゃなくて性的マイノリティの点では、総合計画の73ページの「人権尊重」の中で「相談しやすい環境を整えるとともに、周囲の人達に対する教育・啓発を一層促進し、支え合える信頼関係と体制づくりを行うことが必要です。」ということが書かれてあります。相談しやすい環境を整えるためには、町が率先して、こうした性的マイノリティへの「偏見があり

ませんよ」「差別を許さないですよ」というような姿勢を示す必要があるというふうに思います。まず、そういうことをすることによって、当事者が信頼して町に相談してみようという気持ちになってもらえるんじゃないかと思うのですが、この点については、先程、住民向けのそういった窓口を強化していきたいというような答弁もあっていますので、前向きな答弁だと思えますので、例えば、どういったことが想定されるのかですね。今確かに窓口って言ってもどこなのかなとよく分からないと思うのですが、この辺り何か考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

性的マイノリティを抱えていらっしゃる方が相談に来られる窓口というのが、やはりライフステージによっていろんな課に及んでいるのではないかなというふうに考えております。ですので、職場内全体の職員の意識付けってところで考えておまして、昨年は全職員向けに性的マイノリティの理解促進のための研修会を開催しまして、183名の職員に受講していただいたところでございます。その研修の中では、多様性とは何かということであったり、共に働くためにどうすればいいのか、また、なぜLGBTを理解しなければならないのかという3つのテーマで話があったわけなんですけれども、受講をした職員にもさらなる理解を深めるためにということでアンケート調査も一定行いました。そのアンケートの中には「LGBTを念頭に置いた言葉使い、言葉選びをしていけないといけない」という気付きであったりとか、「今まで男性が来たとか女性が来たとか、見た目で判断をしてしまっていた」という反省の声とか、日頃の発言、言葉遣いに気を付けて、カミングアウトしやすい環境を作っていかなければいけないという意識付けが昨年はできたのではないかなというふうに思っております。そういった点では、子どもであったり、大人であったりいろんな窓口で相談を受けることがありますけれども、あるいは人権相談というところで総合的な相談を受けておりますので、そういったところでも研修等を充実して、不適切な言動とならないように、差別とならないような発言に注意しながら対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

窓口の強化がどんなことですかと聞きましたけれども、今の御説明ですと、どこに行くか分からないから各職員が基本的な考え方をマスターして、どこでもそういった方々に対応できるようにしていくということだと理解をいたします。研修をずっとやられているとおっしゃったので、ちなみに今職員の中でどのくらいの割合の方がジェンダーとか性的マイノリティの方々についてのそういう研修を受けて、理解促進に繋がったのかですね。もう、ほぼ職員は受けられているのか。この辺り実態はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

昨年の受講者数が183名おまして、理解度につきましてもアンケートしたところ、よく理解できた、あるいはおおむね理解できたというところが大体6割、7割程度となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解をいたしました。3番目では管理職とか新規採用職員の採用の割合ということでお聞きしたんですが、1点気になったのが、新規採用職員の中での割合がちょっと女性の割合が低いなど。応募される方がそもそもそういうことなのか、女性が随分低いなどという気がするんですが。その辺り、どういったことが原因だったのか分かれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

数年前は受験者数自体が4割を超えていたということもありまして、採用率も50%いていたこともございます、もちろんですね。ただ昨年が、受験者数自体が3割程度しかおりませんで、1次試験の合格者も14%程度と非常に少なくなってしまったというところで、昨年はちょっと低くなったような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

そういう事情だということで理解をいたしました。そして4点目、パートナーシップ制度を導入したときの当事者のメリットというのでは、非常に幸福感、人として尊重されるということで当事者は幸福感を得られるということで、まさに幸福度日本一を目指すじゃないですが、そういった点では非常に良い制度だと思いますので、これは答弁は結構ですけれども、それだけの効果、メリットがあるということは分かりました。それと社会教育、生涯学習の場では、様々な人権啓発もやっている。それから平成29年にはセクシャリティ講演会、そういった性的なことについての講演会もやられたということで、今後とも是非是非取り上げて欲しいなというふうに思います。1つ生涯学習課にお伺いしたいのが、私の肌感覚で、私も含めた中高年層は、まだまだいろんな偏見とかがどうも心の中に、私も含めてあります。一方、若年層ですね、小中高の子どもたちの状況を私も聞きますと、意外とそういったことに対する偏見が少ないなと感じるんですけれども、そういう年代によるギャップがあるんじゃないかと思うんですが、生涯学習課としては、



その辺何か掴んでらっしゃることがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

若年層と中高年の偏見の違いですね。詳しい数字を掴んでいるわけではございませんけれども、私たちも講演会、講習会をしていく中で、その違いは若干感じております。ジェンダー平等とか性的マイノリティにつきましては、やはり若い方を中心にSNSなどでその生きにくさとかを訴えたり、また一人一人違っていいんだよということを表現したりとかしていますし、そういう思いを発信する媒体も多くあります。そういう意味でも若い方は中高年の方と比べて、関心や理解があると感じております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。ちなみに同じ質問を学校教育の方にもお聞きしたいと思いますが、その辺りの年代的な感覚の差を感じられるかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

具体的に調査を行っているわけではございませんので数値的なものとしてはお答えできませんが、私自身の肌感覚としましては、やはり議員御指摘のように、若年層がよりそうした感覚については抵抗なく受け入れておるのではないかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

生涯学習の方も学校教育の方も肌感覚としては、やはり若いの方がそういう感覚に、差別は許さないというか人権を尊重しようという精神が非常に培われているかなということが、データのなものじゃありませんけども、日頃から子どもたちに接したり、住民と接する役職者がそう感じていらっしゃるという点では、非常に重要な答弁じゃなかったかなと思います。ちなみに長与第二中学校の今度の1年生から制服が変わりまして、これは寒さ対策も含めてなんですけどもスラックス、女性だけじゃないのかもしれませんが、スラックスでもどっちでもいいよというふうにされたということですが、これが他の学校で、じゃあうちもどうかというような選択肢が増えていくような動きは、今のところ無いのか、あるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

御指摘のように長与第二中学校は本年度から制服の選択制を導入しております。高田中学校では昨年度から既に希望者には選択できるようにしておりますし、また長与中学校におきましても本年度からの導入を予定しておりましたけれども、準備の関係で間に合わないということで、次年度からの導入を計画しているところであります。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解しました。個人的なことですが、私の娘が今、高校生なんですけども、そこはスラックスでもいいということで、私も先日学校に送るときがあつて、見ましたら、何人かの女子生徒がスラックスをはいていて、娘に「どうか。違和感とか、何か感じるか」、「もう全然感じない」、「そうなんだ」と。寒いからなのかもしれないし、もう全然そういう差別意識が無いなど、子どもたちは。いろんな点でそういうものを感じております。そして、先程言いましたように、私の世代も小さいときから男性優位の、それからちょっと言い方もきついかもしれないけど、家父長的な習慣が色濃く残った中で育ってきて、私自身も何気なく発した言葉をあとで反省し、今の言葉は不適切な言葉を使ったなということがあります。やはりそういう世代なんだなと私もですね、ちょうどはさまの世代だということで。人権に関するこの20年、30年で過去に常識だったことを2、3考えてみたんですけども、例えば長崎市内なんかはあちこち歩道橋が、どこもかしこも歩道橋がありましたけども、これは障害者、高齢者の移動の自由というよりも車社会を優先しておりましたし、また職場や密閉空間の中でみんなたばこを普通に、今考えれば、たばこを吸わない人たちには本当に我慢を強いていたなというふうに感じていますし、また中学校高校の男子は制帽をかぶって、これも熱中症対策なら何で女子は要らないのかということ。当時は常識だったけど、今考えたらおかしいよねというものもありますし、また、スポーツ中に部活動でも水飲んだら駄目よというようなことがあつて、これジェンダーと関係無いけども、言いたいのは、20年、30年一昔前は常識だったこと、今改めて考えるとちょっとおかしいんじゃないというようなことがある。私はジェンダー平等とかLGBTの権利擁護という流れも、そういう人として認め、尊重せんといかんよねっていうことの流れの一つじゃないかと。お伺いしたいんですけども、やはりこれは、私は一時的な流行と捉えるんじゃないかと、今後も続くものだというふうに思いますけれども、やはり、そういう流れが今後もあるんだということで、私は思いますけども、町としてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

そうですね、以前はそれが当たり前だったことが、今は当たり前じゃなくなるってことは、往々にして私もあるのかなと思っております。私も入庁当時は一番年齢が若かったということもあつてお茶出し等もやっておりましたけれども、今となつては一番若いって

いうところで男性の職員もお茶出しをすることも増えてきましたし、今後もずっと世の中の多様性というところを受け入れる中で、いろんなことが変わっていくのではないかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

そういうことで、やはり普段から意識、感覚をアップデートしていく努力をしていかないといけないと思います。つい先日、とある政治家が出張先で見かけた女性とかを掲載して批判を浴びたんですけれども、これは何が大きな問題だったかといいますと、差別を無くすことに率先して取り組むべき政治家が、女性を容姿で品定めをしたと。これは世界美人図鑑とかいうことを書いて。要するに、今言われているのが外見至上主義、ルッキズムって言うらしいんですけれども、こういったことに陥っている。残念ながら私たちよりもちょっと上の世代はどうしても昔からの固定観念があるものですから、恐らく本人は悪気は無かったのかもしれないけども、やはり今の感覚にアップデートされていなかったというのがあるんじゃないかというふうに思います。質問なんですけれども、この点について新しい感覚に、政治家それから行政体がやはり最新の社会認識にアップデートしていく、対応していく必要性を町の行政のトップであります町長は、この点の必要性はどのようにお考えでしょうか。町長にお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今縷々話がありますように、時代とともにいろんなものが進化していくというようなこともあります。しかしながら、不易流行という言葉もありますように、変わってはいけないものもあるかと思えます。しかしながら、変わっていくものについてはやはり変わっていくものとしてきちんと受け止め、変わらざるものは変わらざるものとしてきちんと受け止めると。こういったものも、やはり時代の中では非常に大切なんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

変わっていけないもの、そして変わった方が良いものがあるということはもう全くそのとおりですね、そう思います。私もこのあとの質問で、この職場でのお茶くみはどうなっていますかっていうことをお伺いしようかと思ったら、課長が「今はもう男女共にお茶くみ、女性の仕事というような感覚はもう今はありませんよ」ということですので、それは理解をいたしました。ちなみに、私が議員に初当選した頃、議会の中でも、全員協議会を開くときに女性の議会事務局職員が急須にお茶を入れて、一人一人の議員についでい

た。これは議会の中から「もうこういうのを止めようよ」という声が出て「そうだ」ということで、議会が率先してこれを止めたんですね。今となっては非常に良かったなと思います。いつまでもこういう古いのを続けていかなくて。だからそういうふうに変えるべきものはどんどん変えていくと。町長もおっしゃったように、そういう姿勢が必要だということをお願いして、次の物価の問題に移りたいと思います。

町として物価高騰に対する対応策については、今後を注視していく、検討していく場合があれば検討しないといけないということだったと思います。分かりました。2点目、農業関係の問題ではマルチシートが大きく値上がりしているということで、代替品もJAの方で準備をされているということと、あと肥料関係が5%上昇程度だというふうに答弁がありましたけれども、これ長与は比較的それで落ち着いているのか。全国的な傾向を見ると、全農とかのホームページを見ると、今後値上げ、どんと上がりますよというようなそういう記述があったんですが、5%程度で収まらないと私も思っていたんですが、そんなもんなんですか。確認をさせてもらいたい。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

先程の町長の答弁の中では、コロナ以前に比べて現状が5%程度の上昇ということでした。直近の新聞報道等によりますと、JAで肥料大幅値上げということもございましたので、農協の方に確認に参りました。まだ肥料の製品価格は、今度の秋肥って言うんですけど、その段階の価格、はっきりしていませんがおおよそ1.5倍ぐらいになりそうだという話を伺っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

やはり結構な値上げになって、さらに私が聞いているのは全国的にいろんな国際情勢の問題があって、世界中の農業関係が取り合いみたいに、農林水産省も確保に躍起になっていると思いますけども、世界中の国が限られた資源を取り合いになりますので、ちょっと怖いなど。これが上がりますと、私が生産者からお伺いしたのが、価格が上がったからといって安易に販売価格に転嫁できないということで、非常にそこが苦しいんだということもおっしゃって参りました。ですので、今後もどうなるのか。町としても今後の状況を注視していくということだったというふうに思います。先程、肥料について国の対策云々という話をされていたと思うんですけども、その辺りをもう少し、何か情報があればお伺いしたいと思います。町だけでは対応できない問題だと思いますので、その辺りの情報を掴んでいけばお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

肥料価格の高騰の背景にありますのが、ロシアのウクライナ侵攻ですとか、ベラルーシへの経済制裁、中国の輸出規制ということで、その原材料というんですか、窒素、リン、カリウムが高騰しているということにあります。国も肥料、原料の調達に係る緊急支援ということで、一定の値上げ幅が約1割程度らしいんですけど抑制をされているといえども1.5倍の価格ということだと思います。JAグループとしても営農継続を含めて将来にわたる食料安定供給の確保に向けて、国へ緊急要請を行われているということでもございます。これに対して国の方も何がしかの支援策、影響緩和策ですかね、検討する方針ということも示されているようでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

最初の町長答弁の中では肥料の高騰が5%程度だということで、それに基づいて、特にこれといった対策は無かったと思うんですが、先程その1.5倍という話になってくると、やはり何らかの手を打っていかないといけないと思うんですが。例えば、できることと言えば一つは購入補助の拡大を、JAとかあるいは国とか、そういったことと協議して国等に補助を働きかけるとか、そういうのをやっていかれると思うんですけども、その辺を今のうちから準備をしておかないと大変なことになるかなというふうに思うので、この辺りの考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

農協とお話をする中で、農協としても調達困難国からの切り替えによって安定確保を進めていきたいということ。それから土壌診断に基づいて適正な施肥、あと国内産の堆肥の活用とか、こういったことも考えられているようでございます。それから先程申し上げた国の方の緩和策、あるいは県の支援策等も今後何がしか出てくるかもしれませんので、そういった国県の動き、関係団体の意見を踏まえながら、必要に応じた対策を検討してまいります。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。もう時間もないので簡単にお伺いしたいんですけども、児童福祉の分野での支援については今のところ考えていないということですが、やはり今後物価がもっともっと上がっていくよということも想定した場合においては、例えば支援員の賃金が抑制されてしまうと成り手不足に繋がるし、おやつ、副食費等に影響が出てくると、子どもたちの児童福祉に影響があるので、この辺りも是非今後十分注視していただきたい

と思いますが、その考えがあるかどうか。あと子どもたちの学校教育の場で、子どもたちの栄養の質は絶対に維持する、落とさないんだというそういう姿勢を持つべきだと思うんですが、その辺りの考えを、もう1分しかありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

保育所等と学童につきまして、食材が今後高騰した場合につきましては、栄養価を落とさないってことを念頭に置きまして、食材の調達は今ある分で難しい場合は、交付金等の活用も前向きに検討したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

学校給食は、学校給食法に基づいて実施しており、栄養については学校給食摂取基準が定められておりますので、その基準に則ってバランス良い栄養が取れるように実施していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 16時26分）